厚生労働省 令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターの地域ネットワーク強化業務を効果的に実施するための研究事業」

地域生活定着支援センター

実践事例集

～地域ネットワークを生かした支援～

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会

目次 Contents

■ はじめに

Introduction　刑事司法の流れ・地域生活定着支援センターの主な業務について ………… 5

Chapter1　用語・略語集（福祉編） …………………………………………………… 15

Chapter2　被疑者・被告人段階の支援（入口支援） ……………………………………… 21

■ 釈放になった事例

・Case1　釈放直後に警察署の面談室を活用したインテーク・釈放後の伴走支援の事例 …………… 22

・Case2　地域包括支援センターとの役割分担により円滑に支援ができた事例 …………………… 30

・Case3　判決後、釈放となりセーフティネット住宅に居住し更生した高齢者の事例 ……………… 34

・Case4　8050予備軍のような家族と本人への支援の事例 ………………………………… 41

・Case5　判決（釈放）後、住まいと活躍の場の確保を通して、更生した事例 …………………… 46

■ 在宅事件の事例

・Case6　「在宅」も入口支援の対象として関わった事例 ………………………………… 51

・Case7　在宅起訴中から関係機関と連携し、生活環境を整えた事例 …………………………… 54

■ 実刑になった事例

・Case8　短期間に無銭飲食等を繰り返す認知症高齢者の入口支援の事例 ……………………… 58

・Case9　実刑の可能性が高く、処遇困難が予測されるため、出口支援までの関りを意図した事例 …… 61

Column1　東京TSネットの紹介と、弁護士から見た入口支援の課題と展望 ……………… 66

Chapter3　少年 ……………………………………………………………………… 69

■ 児童相談所関連

・Case10　児童相談所の問題意識が高く、積極的に動いてくれたことでネットワークの構築や
情報共有、支援の共通認識が取れた事例 ……………………………………… 70

■ 少年院関連

・Case11　教育関係機関との連携で家族からの自立に踏み出せた少年の事例 ……………………… 76

・Case12　本人のペースで、高等卒業程度認定試験合格と障害福祉サービス利用に至った事例 … 80

・Case13　少年ケースを支える他機関・他職種連携とクライシスプランを活用した事例 …………… 84

・Case14　従来から関わりのあった児童相談所や他の公的機関との役割分担により、
家族の意向に振り回されず、他県帰住に結び付けることができた事例 ………………… 88

・Case15　在院中からの障害特性理解への取組が退院後も引き継がれ支援体制に活かされた事例 … 92
・Case16　多機関・多職種を巻き込み、地域生活移行を目指した離島出身の少年の事例 ………… 95
Chapter4　性加害 ………… 101
・Case17　社会的孤立の家庭から、福祉支援を通じて社会参加を果たした事例 ………… 102
・Case18　性犯罪をした発達障害を持つ少年への支援事例 ………… 105
・Case19　本人と会うことで関係機関の理解が深まった事例 ………… 109
Chapter5　放火 ………… 113
・Case20　放火を繰り返す高齢者の社会復帰支援事例 ………… 114
・Case21　飲酒下で放火を繰り返す軽度知的障害のある男性の支援事例 ………… 118
・Case22　本人の状態像に応じた段階的支援事例 ………… 122
Chapter6　アディクション ………… 127
・Case23　病室でのアルコールミーティングの事例 ………… 128
Chapter7　仮釈放 ………… 133
・Case24　長期間に渡るコーディネートの末の本人の希望をかなえた支援の事例 ………… 134
・Case25　仮釈放期間内における住居確保・生活環境調整の事例 ………… 139
・Case26　仮釈放後のインフォーマル、フォーマルのネットワーク支援の事例 ………… 143
Chapter8　フォローアップ ………… 147
・Case27　フォローアップ中の本人に対する理解の浸透を図った事例 ………… 148
・Case28　満期出所後における支援関係者のネットワーク形成の事例 ………… 151
・Case29　お神酒(みき)徳利(どっくり)(共依存)母娘の支援体制を整える事例 ………… 154
・Case30　相談支援業務から定着の働きかけで特別調整にあげてもらい、出口支援につなげた事例　～成年後見人との連携の実際 ～ ………… 159
・Case31　地域住民と本人の関係性を育むために支援に地域住民の参画が得られた事例 ………… 164
・Case32　福祉サービスの活用及びインフォーマルな支援を組み合わせたことによって自立生活が安定した 高齢・障害の事例 ………… 167
Column2　地域生活定着促進事業の広報・啓発について ………… 172
Chapter9　用語集（司法編） ………… 175

地域生活支援センター実践事例集　はじめに

　地域生活定着支援センターが各都道府県に設置されてから10年余り。この間、各センターは保護観察所と協働し罪を犯した高齢者や障害者を福祉につなげるなどして、地域で安定した生活を送ることができるよう支援を行い、結果として再犯防止等に寄与してきました。しかし、運営主体の変更や、運営主体内部の人事異動などにより、昨年度実施したアンケートでは経験年数３年以下の職員が全体の約６割を占めていることがわかりました。また、多くの職員が仕事にやりがいを感じている一方、困難や不安を抱えていることも明らかになりました。センターは都道府県に１か所（北海道は２か所）しかなく、困難や不安の要因を相談する相手や仕事のノウハウの共有も限定されがちとなっているという声も多く聞かれます。こうした課題に対応するため、全定協では昨年度、社会福祉推進事業として、センター職員の人材育成に資するよう階層別且つ体系的な研修カリキュラムを作成するとともに「地域生活定着支援センターガイドブック」の発行を行ったところです。

今年度はさらに一歩進め、支援現場で特に困難を感じている分野の好事例を集め、この「地域生活定着支援センター実践事例集」としてまとめました。事例は、要望の多かった「少年」、「性加害」、「地域連携」などを中心に選定してあります。

　また、全国のセンターの中には従前からいわゆる入口支援を行っているセンターや、法務省「再犯防止推進モデル事業」を行ってきたセンターもありますが、こうした実践を踏まえ、いよいよ次年度から「高齢・障害被疑者等支援業務」（入口支援）として私たちセンターの業務に位置づけられることになったことから、その事例も多く盛り込みました。

　各センターの職員はこれまでも地域の様々な関係機関と連携し、支援を必要とする一人ひとりの思いに寄り添いながら日々対応にあたっていますが、入口支援も行うとなればこれまで以上に緊密な連携が必要となってきます。

　本書が、センター職員はもとより地域の関係者の皆様にも活用していただき、互いの理解の促進や地域のネットワークの構築の一助となれば幸いです。

テキスト検討委員一同

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会（通称：全定協）

全国に設置する地域生活定着支援センターの事業を円滑かつ効果的に運営するために立ち上げられました。情報の共有、各地での実践を踏まえた国や都道府県に対する提言、セミナーや研修会等の開催による社会啓発の促進等の活動を行います。

事 務 所
〒854-0001
長崎県諫早市福田町357-1
代表理事　高原　伸幸
電話番号　0957-23-1332
登録都道府県　47センター（令和３年３月現在）

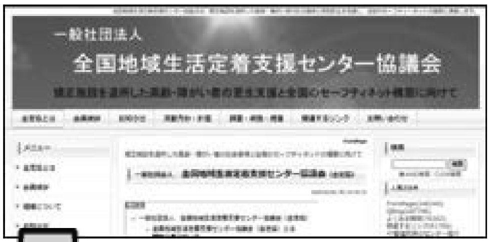

WEB　http://zenteikyo.org/

Introduction

刑事司法の流れ
地域生活定着支援センターの主な業務について

刑事司法の流れ

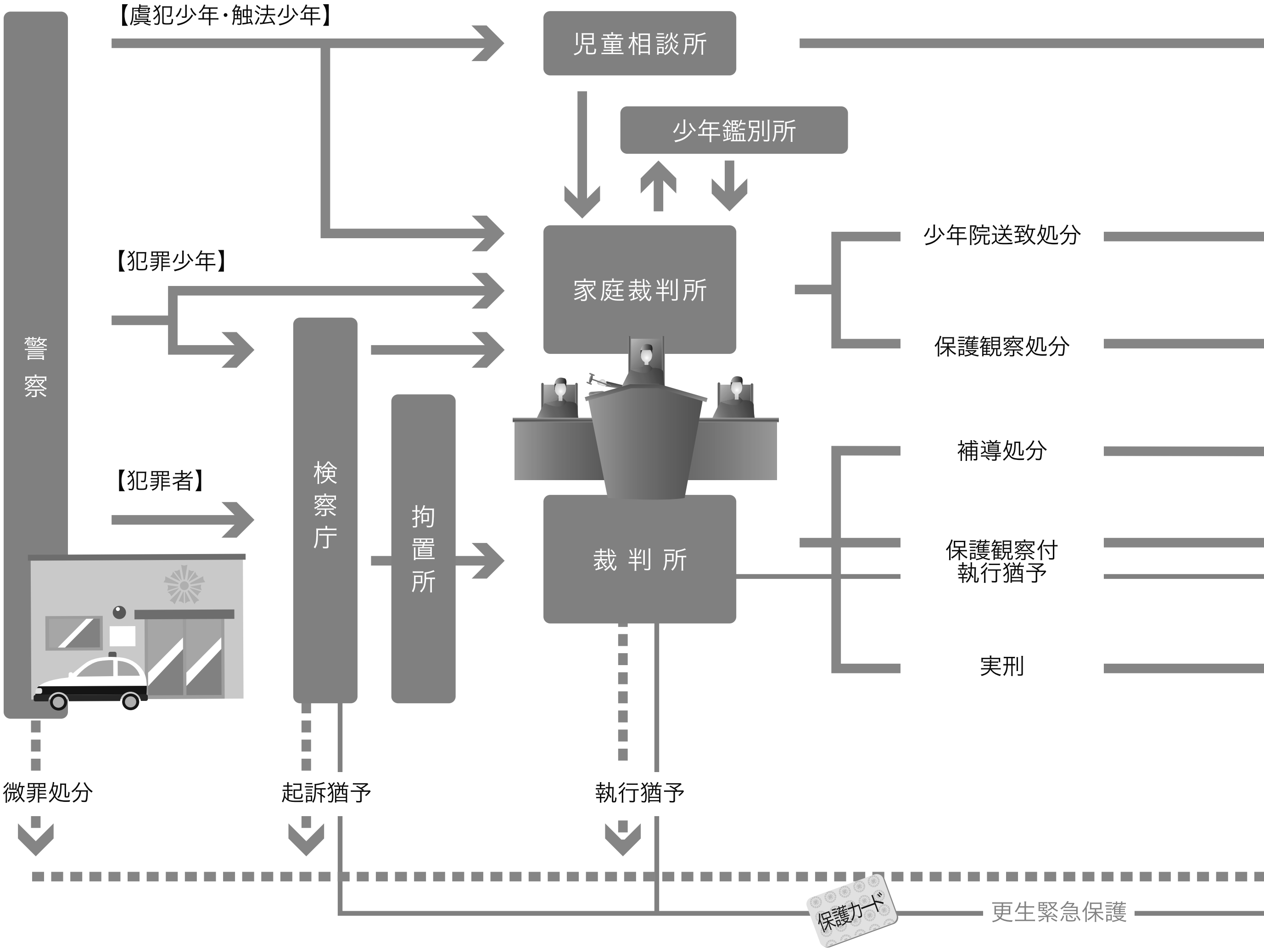

point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（令和３年３月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
１号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は２年間
２号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
３号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
４号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
５号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

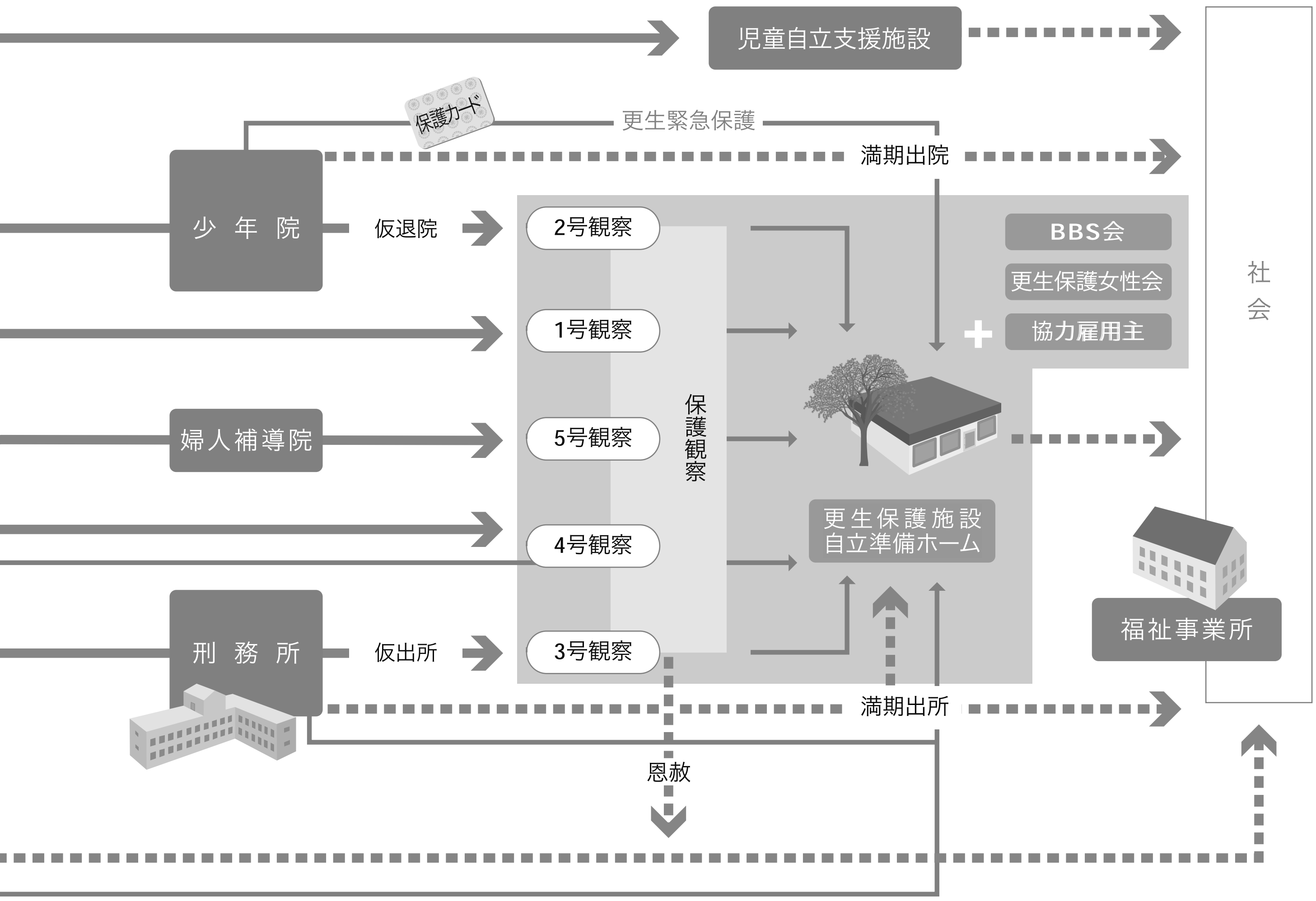

point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後６か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に６か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

	更生緊急保護の対象者
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は科料の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

定着支援センターの5つの業務

業務1　コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」にて帰住（予定）地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障（国民健康保険等の取得）
- 所得保障（障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等）
- 受け入れ先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）
- 橋渡し（当該市町村の相談支援事業所等）

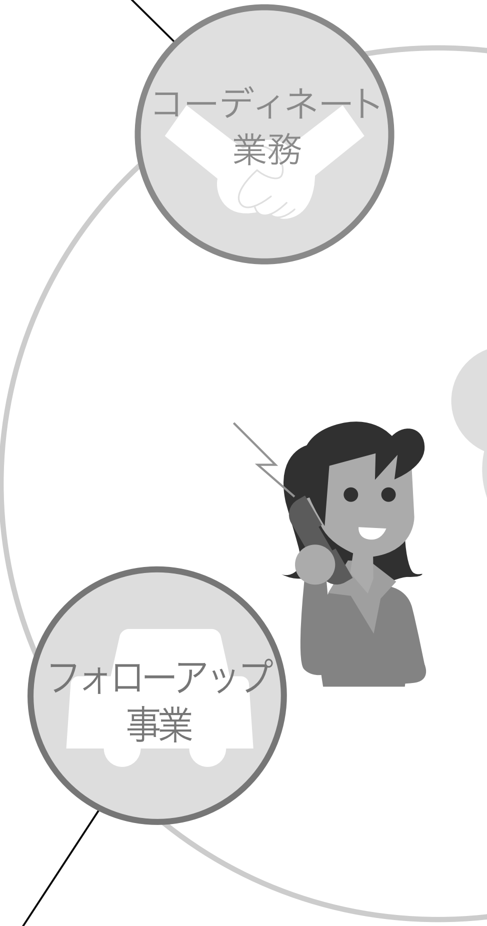

業務2　フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算（または、社会生活支援特別加算）の「意見書」の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整

業務3 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者及び、その他センターが福祉的な支援が必要とすると認める者について、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 矯正施後退所者、親族、地方公共団体、福祉事務所、福祉事業所、支援者等からの福祉相談（満期出所者、元特別調整対象者、退院者等）
- 更生保護施設等からの福祉相談
- 電話相談及び電話相談を受けての橋渡し（当該市町村の相談支援事業所、地域包括支援センター等）
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ

業務4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ

業務5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び関係機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動

主な業務の流れ

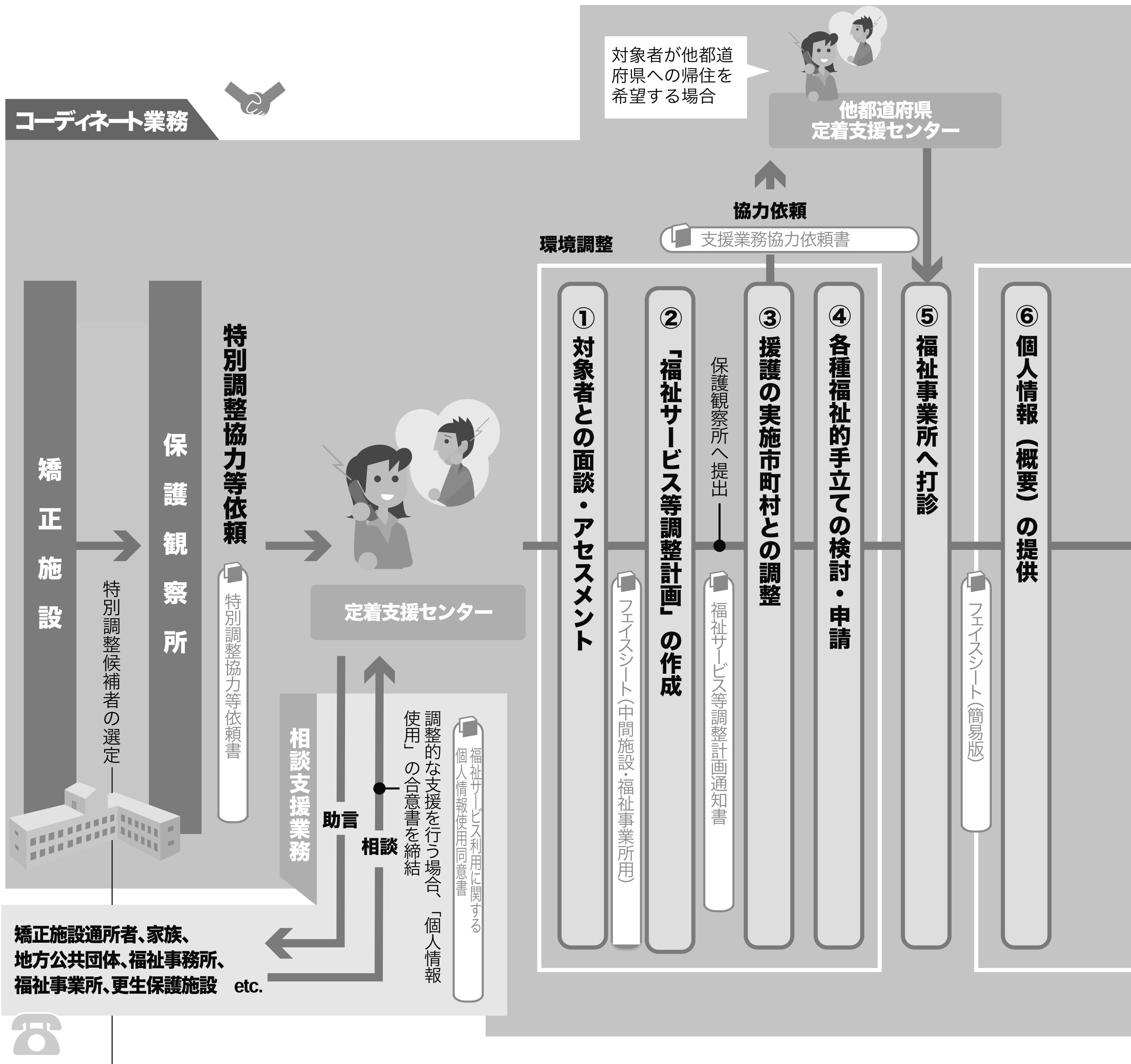

特別調整対象者

被収容者であって，次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

1 高齢（おおむね65歳以上をいう。以下同じ。）であり，又は身体障害，知的障害若しくは精神障害があると認められること。
2 釈放後の住居がないこと。
3 高齢又は身体障害，知的障害若しくは精神障害により，釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で，公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
4 円滑な社会復帰のために，特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
5 特別調整の対象者となることを希望していること。
6 特別調整を実施するために必要な範囲内で，公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に，保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

（平成21年4月　法務省保観第244号　法務省矯正局長・保護局長通達）

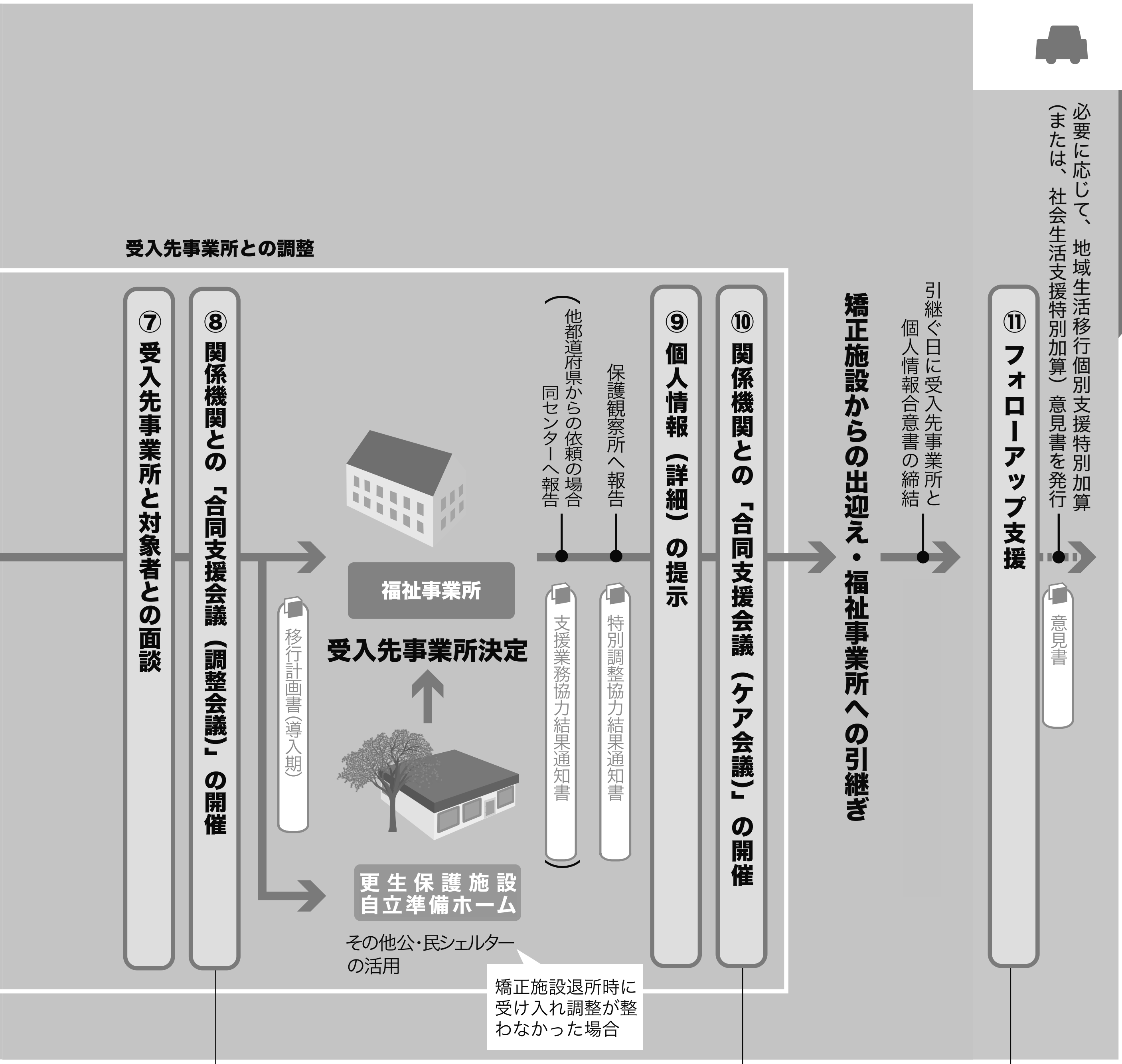

合同支援会議（調整・ケア会議）

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 地域包括支援センター
- 定着支援センター etc.
- 相談支援事業所
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業安定所
- 医療機関

フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制（支援ネットワーク）でしっかりとサポートします。

- フェイスシート（アセスメント）作成の助言
- モニタリング（電話及び定期訪問）
- 処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議（ケア会議）の実施

効果的な支援のあり方について

被疑者・被告人への支援について（概要）

警察・検察に勾留されている「被疑者」、裁判中の「被告人」から相談が寄せられることがあります。
弁護士と連携しながら支援を行います。

- 被疑者・被告人の支援にあたっては、①取り調べ・裁判の為の支援と②福祉的支援体制の構築が中心になる
- 弁護士を中心に支援チームを構築し支援にあたる
- 情状弁護においては福祉的支援体制を確立し「更生支援計画」を軸に適正な刑罰を訴える

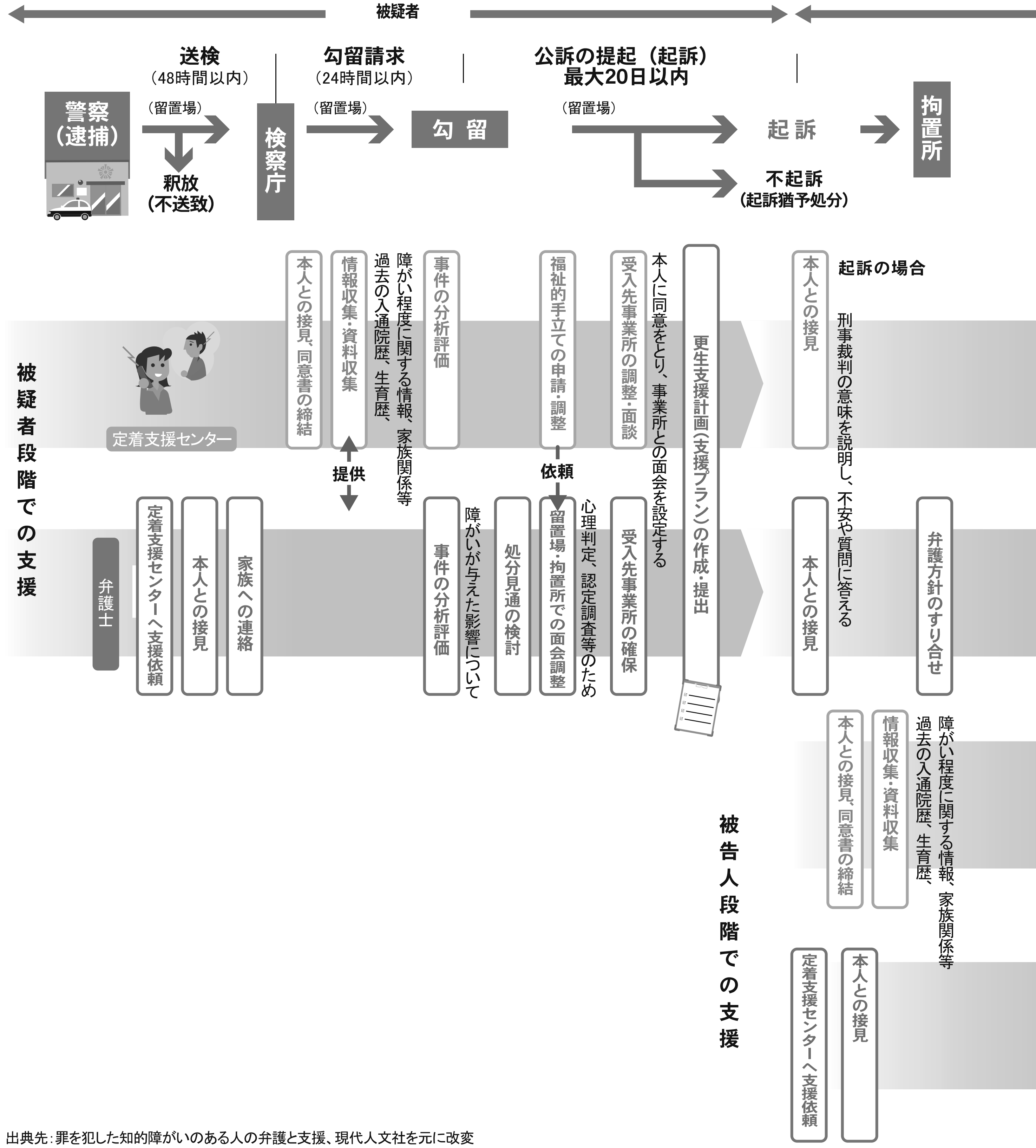

出典先：罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援、現代人文社を元に改変

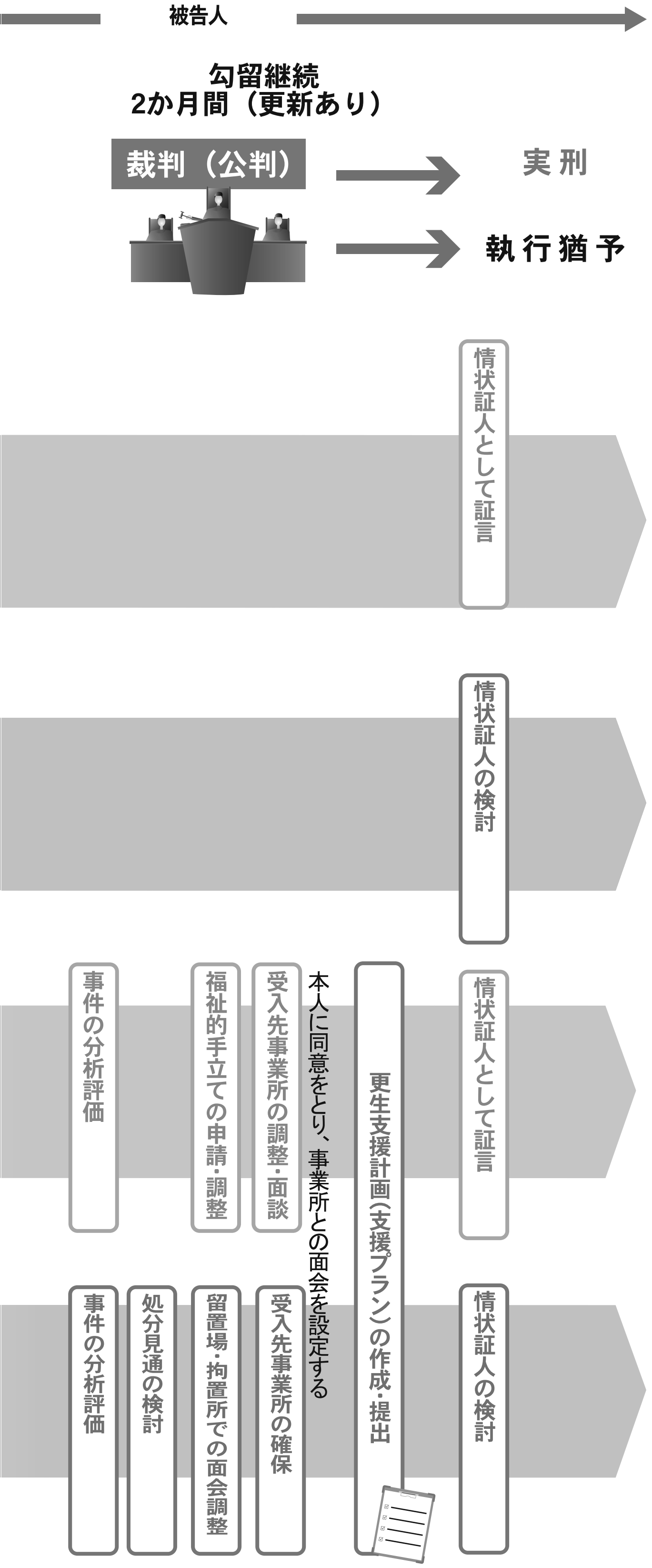

「被疑者・被告人」の支援の方向性

「被疑者・被告人」の支援においては、①取り調べ、裁判が適切に行われるための支援（冤罪防止、法的手続きの説明）と、②再犯防止のための福祉的支援体制（社会内訓練等による更生支援）を構築することが中心になります。

弁護士との支援チームの構築

「被疑者・被告人」となった者については、刑事手続が大きく関わってくるため、弁護士を中心とした支援チームを構築し支援にあたります。

- 定着支援センター
- 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士（「更生支援計画」の作成）
- 弁護士
- 受入先福祉事業所　職員
- 行政（障害福祉担当部署、生活保護担当部署、保健所等）
- 知的障がい者の場合は知的障害者更生相談所等の判定・相談機関、発達障がい者の場合は発達障がい者支援センター
- 必要に応じて医師（精神科医）等

「更生支援計画」による情状弁護

刑事裁判においては、①起訴事実が間違いないか、②適正な量刑・処分のあり方が争われます。

起訴事実が間違いない場合、裁判ではどの様な刑罰を与えるかが争われます。その判断材料となるのが「情状事実」です。「情状事実」は、犯行の手口、被害状況等の犯罪そのものに関する事情（犯情）と、被害弁償、反省状況、家族・監督者の有無、及び再犯の可能性等（一般情状）に分かれます。

知的・発達障がい者はその特性から、単なる懲役刑では反省を促させたり、順法精神を身につけさせ、再犯を防ぐ効果が薄いことが指摘されています。「被疑者・被告人」の支援においては、本人の特性に応じた再犯防止の福祉的支援体制を確立し、これを「情状事実（一般情状）」として本人にとって適正な刑罰を訴えることになります。

その中心となるのが「更生支援計画」ならびに実際に支援する者の存在です。

「更生支援計画」では、事件に至った背景について情報を収集し、事件を起こした問題・課題点を分析（アセスメント）した上で、それを防ぐための福祉的手立てについて検討します。障害者総合支援法や介護保険のサービスを利用する場合は、ケアプランや個別支援計画がこれにあたる場合もあります。作成した「更生支援計画」は本人の了解を得た上で裁判所に提出します。

また、量刑決定にあたっては、不起訴あるいは実刑を免れた場合（執行猶予）に、実際に支援を行う者の有無も重要になります。弁護士と連携をして受入先事業所の調整を行います。裁判では受入先事業所あるいは「更生支援計画」の作成者が情状証人となって出廷することもあります。

起訴される前の「被疑者」段階においても、「更生支援計画」等の提出により起訴を回避するという支援も可能です。しかし、逮捕後23日以内に「更生支援計画」を作成し、受入先事業所を調整しないといけないという時間的な制約が大きいです。

Chapter 1

用語・略語集（福祉編）

【 あ 】

エンパメント
社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、能力を十分に発揮できない状態にある利用者や利用者集団に対して、本来持っている自身の強さを自覚し、自ら行動できるよう援助を行うこと。

【 か 】

基幹型
基幹型相談支援センター（基幹型相談支援事業所）。
地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されており、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う。障害者自立支援法の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月に設置された。

居住支援法人
住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

【 さ 】

サビ管
サービス管理責任者。
障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスを実施する事業所及び指定障害者支援施設において、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価など一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員で、配置が義務付けられている。

自助グループ
当事者同士が様々な依存に関する共通の問題について、体験を語り合い、回復に向け相互に助けあう活動を行う。

児相
児童相談所。
児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導を行う行政機関。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置される。

児童家庭支援センター
児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一種。地域の児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行ううとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とし、児童福祉施設等に設置されている。

児童自立支援施設
児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一種。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所、又は保護者のもとから通わせ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う。

社協
社会福祉協議会。
社会福祉法の規定に基づき、都道府県、市区町村に設置されており、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。誰もが安心して楽しく暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行う。

就労移行支援事業所
一般企業等への就労を希望する障害者につき、一定期間にわたり①生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職に活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う障害福祉サービス。

主任児童委員
児童福祉関係機関と児童委員との連携を行うとともに、児童委員の活動に対する援助・協力を行う児童委員をいう。主任指導委員は、平成６年１月に制度化され、それぞれの市町村にあって担当区域を持たない。都道府県知事と民生委員推薦会から推薦を受けて選任される。

障害者就業・生活支援センター
障害者が職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行い、障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、社会福祉法人、NPO 法人などで都道府県知事の指定を受けたもの。就労を希望する当事者だけではなく、障害者を雇用している (検討している) 企業への相談支援も行っている。

自立援助ホーム
なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった、原則として１５歳から２０歳までの児童に暮らしの場を提供する。

ストレングス
要援護者の持っている「強さ」（能力・意欲・自信・志向・資源など）。

精神手帳
精神障害者保健福祉手帳
なんらかの精神疾患（てんかん、発達障害等も含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となり、精神障害の状態にあることを認定するもの。

専門員
相談支援専門員。
障害者総合支援法に基づき、相談支援事業者に配置され、障害者が自立した地域生活を営むために、そのニーズを把握したうえで、サービス利用計画を作成し、総合的かつ効果的にサービスを提供できるように調整を図る者であって、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談
相談支援事業所。
相談支援専門員が障害のある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続き等を行う。

【　た　】

断酒会
アルコール依存症から回復した人々の組織した団体の一つ。自力更生する為の「例会」を行い、酒害体験を自ら語り聞く中で回復を目指す相互援助団体。

定着
地域生活定着支援センター。
高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所、少年刑務所、少年院出所（出院）予定者について、入所（入院）中から出所後直ちに福祉サービスなどにつなげるために各都道府県に設置される機関で、NPO 法人や社会福祉士法人等に委託されている。

定着職員
地域生活定着支援センター職員。
地域生活定着支援センターに所属し、対象者への支援を行う者。

【　な　】

日常生活自立支援事業
知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業であって、日常的な金銭管理や書類預かりを行う。

【　は　】

包括
地域包括支援センター。
地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定をサポートするための拠点として設けられた施設。市町村及び老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。

フードバンク
包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

【 ま 】

民生委員・児童委員
民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱し、給与は支給されず、任期は 3 年である。民生委員は「社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定されており、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【 や 】

養護老人ホーム
老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種。65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を市町村が措置を行い、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練を行うことを目的とする入所施設。

【 ら 】

リフレーミング
ある枠組みで捉えられている物事を、枠組みをはずして違う枠組みで見ること。つまり、物事をネガティブに捉えるのではなく、意図的にポジティブに捉えなおす行為。

療育手帳
知的機能の遅れが発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする者に対し、都道府県または政令指定都市がその者に対し、知的障害があることを認め発行する手帳。地方自治体によっては、みどりの手帳、愛の手帳などの名でも呼ばれる。

【 英 数 字 】

AA
Alcoholics Anonymous アルコホーリクス・アノニマス。
AA とは、「無名のアルコホーリクたち (飲酒に問題のある人たち)」という意味で、アルコール依存症から回復した人たちから成る相互援助団体の一つ。互いの名前、身分などを伏せたまま（匿名）、独特のプログラムに従って、体験の共有、相談、援助活動を行っている。

A 型事業所
就労継続支援 A 型事業所 。
一般企業に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能となる者につき、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害福祉サービス。

B 型事業所
就労継続支援 B 型事業所。
一般企業に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害福祉サービス。事業所との雇用契約ではなく、生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われる。

CM
Care Manager　ケアマネジャー (介護支援専門員)。
介護を必要とする利用者が、その人らしい生活を送れるよう利用者本人、ご家族の意向のもとで最適なケアプラン (介護サービス計画書) を作成し、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者をいう。

CW
Case Worker　ケースワーカー。
社会生活の中で困難や問題をかかえ、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者をいう。全国にある福祉事務所や児童相談所など、主に行政機関に配置されている。

DARC
Drug Addiction Rehabilitation Center　ダルク。
薬物依存者の薬物依存症からの回復と社会復帰支援を目的とした、非営利の回復支援施設 (自助グループ)。
薬物依存症者の他に、アルコール依存症、ギャンブル依存症など依存症全般に問題のある人の回復にむけた活動を行っている。

GA
Gamblers Anonymous　ギャンブラーズ・アノニマス。
アルコール依存症の自助グループである AA と同じく 12 ステップと呼ばれるプログラムを活用し、ギャンブル依存症である自分自身の生き方の問題点に目を向ける活動を日本各地で行っている。

GH
Group Home　グループホーム。
障害者総合支援法に基づき、障害者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住居またはその形態。

KA
kleptomaniacs Anonymous　クレプトマニアクス・アノニマス。
衝動的に万引きを繰り返す「クレプトマニア（窃盗症）」と呼ばれる精神疾患があり、そのクレプトマニア（窃盗症）の当事者同士が、グループで境遇を語り合うなど、回復をめざし活動する自助グループ。

NA
Narcotics Anonymous　ナルコティクス・アノニマス。
ナルコティクス・アノニマスとは、「匿名の薬物依存症者たち」の意味。薬物によって大きな問題を抱えた仲間同士が薬物問題を解決したいと願い活動する自助グループ。

NABA
Nippon Anorexia Bulimia Association　日本アノレキシア (拒食症)・ブリミア (過食症) 協会。
摂食障害を経験した本人によって運営され、仲間たちの視点や実感、体験や知恵によって作り上げてきたプログラムを行う。1987 年に発足、摂食障害（過食・拒食・嘔吐・下剤乱用等）からの回復と成長を願い活動する自助グループ。

OT
Occupational Therapist　作業療法士。
理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、病気やケガなどで身体が動かしにくくなった者や、精神疾患により治療が必要な者に対して、医師の指示の下、作業活動を通じて日常生活の動作で困らないようサポートする医療従事者。

PSW
Psychiatric Social Worker　精神保健福祉士
精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者。

PT
Physical Therapist　理学療法士
理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、病気や怪我、老衰、障害などの原因で運動機能が低下した人に対して、医師の指示の下に、運動や温熱、電機、光線といった物理的手法により機能改善を図る医療従事者。

SA
Sexaholics Anonymous　セクサホーリクス・アノニマス。
不倫・性風俗通い・配偶者やパートナーへの DV や性的虐待・不健全な恋愛やストーカー行為・性的な犯罪行為等々、性依存・性的な問題から回復したい人の自助グループ。

SSW
School Social Worker スクールソーシャルワーカー。
子どもに寄り添い、毎日の生活における様々な悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等に対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える専門職。

ST
Speech-Language-Hearing Therapist　言語聴覚士。
言語聴覚士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う医療従事者。

SW
Social Worker　社会福祉士。
社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者。社会福祉の専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職である。

※障害の表記については、法令の表記に準拠することとし、本書では「障害」と統一した。
※用語集･略語集の説明は､『六訂社会福祉用語辞典（中央法規出版）』を参照しながら、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会が独自に作成したものである。

Chapter 2

入口支援

釈放直後に警察署の面談室を活用したインテーク・釈放後の伴走支援の事例					
相談者		検察	相談時年齢	37 歳	男性
IQ 相当値	不　明	種　別	障害（疑い）	手帳	無
疾患	アルコール依存症、糖尿病、高血圧		障害支援区分	無	
経済面	収入：生活保護				
罪　名	住居侵入				

事件の概要

酒に酔った状態で、敷地内に侵入した。なぜ他敷地内で寝ていたのか記憶はない。

相談時の状況			
逮捕日	11/23	依頼日	12/1
前科・前歴	傷害致死の前科あり	本人居所	自宅
勾留期間	11/23 ～ 12/3	起訴の見込み	無
処分の見込み		起訴猶予	

支援前の状況

・中卒で清掃の仕事に就くも、1 ～ 2 年で辞める。それ以降、接客やパチンコ屋で働いて生活するが、一番長く続いたのは最初の清掃の仕事。最後に仕事をしたのは 4 年ほど前。

・「家族に殴られて育ったため、自分も他人を殴ってしまう」と話される。

・数年前には違法薬物を摂取した父から包丁で胸を刺された。服役中の父から自身の居所を知られないよう、これまで住所を動かすことができていなかった。

・生活保護を受給し、アパートで一人暮らし。

・専門医療機関に受診し、アルコール依存症の治療を受けている。飲酒とブラックアウトを起こすことを繰り返している。部屋では失禁等あり。

・16 歳頃に初めて飲酒。母方祖父は飲酒に問題のある人で、母は鬱や甲状腺の病気で服薬していた。

・糖尿病、高血圧の持病で投薬中だが、自力での服薬は難しい。

ジェノグラム

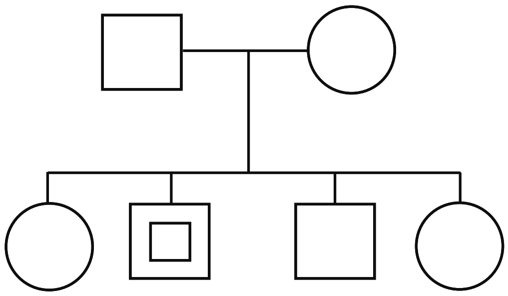

両親、姉、弟、妹がいるが、全員疎遠。16 ～ 17 歳で家を出て実家へは時々帰っていたが、ここ 4 年ほどは帰っていない。父親は服役中。

経過（被疑者段階）

12/1　A 市から、定着職員に相談依頼。

12/3　警察署から釈放直後、釈放された警察署の面談室を活用し、保護課も同席のもと、定着職員が本人と面接。本人の希望を確認。逮捕前に生活していたアパートはいったん解約となった。更生緊急保護になるのか、保護課の緊急一時宿泊になるのか、保護課で協議。結局、逮捕前に生活していた元のアパートへ帰住できることになった。

【見立て】

依存症の自覚はあり、回復したいという意欲はあるものの、精神科病院での治療に馴染めず飲酒し犯罪に至る、ということを繰り返す負のループに陥っている。まずは本人との関係性構築を図り、もし再犯しても粘り強く本人に関わり続ける。

12/7　通院同行。自宅では酔った状態。
12/10　保護課から電話。「昨日、本人が酒に酔って再犯し、逮捕された」とのこと。
12/17　警察署から釈放。精神科病院にて、本人、病院のSW、市役所保護課、定着職員で協議。本人は受診し、任意入院となる。
12/19　病院から電話。「本人が『家に帰る』と書き置きを残し病院を失踪した」とのこと。
12/20　病院から電話。「昨日中に、病院に本人が戻った」とのこと。
12/26　本人が再犯したことが判明。
12/28　不起訴、60日間の労役。
1/13　本人と電話。「釈放されたら、僕の部屋はどうなるんですか？探してもらえるんですか？」、「僕の担当は誰なんでしょうか？もう支援は終わりなんでしょうか？」、「病院に置いてきた荷物を差し入れてほしい」。
1/27～3/12　拘置所で計4回の面会、手紙のやりとりを行い、信頼関係作り。
3/13　労役期間満了により拘置所から釈放。市役所にて、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。生活保護の停止解除手続。逮捕前のアパートに帰住。電気代の未納分等の支払い。
3/20　保護課と自宅訪問。泥酔状態。保護費の小銭や空き缶が散乱。
3/21　自宅訪問。吐しゃ物と空き缶が入ったごみ袋が散乱。服は糞尿や吐しゃ物まみれの様子。暖房を30度にしているが「寒気がする」とのことで、病院を受診し、点滴を受ける。3/31から入院決定。保護費の管理に同意される。
3/22　自宅訪問。「医師から低血糖、高血圧、肝臓がボロボロと言われた」とのこと。入院の準備。
3/31　入院同行。
4/3　本人、病院SW、保護課、定着職員で自宅を大掃除。マスク二重＋ビニールエプロンのいでたち。
4/10　昨日、本人がコロナ禍で外泊したため、退院となる。病院の受付にポツンと座っていた本人と合流し、市役所へ。断酒会 を見学後、再び市役所にて、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。
4/11　保護課から電話。「本人、体調不良で救急搬送。入院にはならなかった」とのこと。自宅まで送る。
4/12～14　自宅訪問。信頼関係作り。
4/17　保護課から電話。「本日、本人が断酒会 に行ってきた」とのこと。
4/18　市役所で、本人、保護課（担当者・就労支援担当）、定着職員で協議。
4/20　自宅訪問。市役所にて保護費受け取り。
4/28　市役所でマイナンバーカードを申請。戸籍、前住所、現住所は非開示手続き。

5/1　自宅訪問。
5/2　通院同行。医師「本人は明るい性格だし、仲間でやればきっと断酒もうまくいく」。
服薬拒否。
5/4　保護課から自宅訪問の報告。「泥酔していた」とのこと。
5/5　保護課から電話。「昨日、本人が酒に酔って再犯した」とのこと。
5/9　警察署で本を差入。
5/11　保護課と警察署で面会。警察署の意向で入院先を探している保健所と話し合い。
5/12 ～ 23　警察署で計 4 回面会。信頼関係作り。
5/24　釈放後、警察署が精神科病院（以前と別の病院）まで同行し、任意入院。
5/25　病院に荷物を差入。
5/28　病院で面会。現状（「肝硬変一歩手前」と医師に通告された）の受け止め。
5/31　病院で本人、医師、看護師、SW、定着職員で協議。
本人「明日退院します」。
6/2　保護課と病院で面会。医師から外泊許可が出る。
6/3　病院から電話。「本人が外泊から戻ってきていない」とのこと。
6/5　自宅にいた本人と、病院へ同行。退院となる。
6/7　市役所で、就労面談。再発行されたマイナンバーカードの受取。
6/12　保護課から自宅訪問の報告。「本人が『精神手帳を取ろうかな』と言っていた」とのこと。服薬管理もできている。
6/14　市役所にて話し合い。
本人「購入した Wi-Fi とタブレットで映画が見られるようになった」とのこと。
Wi-Fi 料金の支払い、貯金、服薬管理について、本人から積極的に話がある。ATM の使い方を教え、貯金を開始。メールアドレスも取得できたようで、教えてもらう。
その後、半年以上断酒ができている。再犯もなし。

起訴日	—	判決日	—
公判日	—	身柄移送日	—
経過（被告人段階）	—		
判決内容	—		

控訴：—

経過（控訴審）—

経過（判決後・釈放後）—

〈考察〉

☆検察庁と警察署の連携（釈放直後に警察署の面談室を活用できる運用の開始）

・モデル事業開始当初、多くの課題があった。

①「身柄」のケースについては、検察庁から支援依頼の相談があってから釈放までは 2 日ほどしか時間的猶予がなかった。

②釈放後の「帰住先」と言われていたところに帰住できなかった事例が少なくなかった。
例）
※家賃滞納、ごみ屋敷状態等により住まいが立ち退きの強制執行となっていた。
※利用料未払いにより管理者から退去を命じられた。

※認知症の高齢女性について、一人暮らしをしていた自宅に帰住したが、「誰かに追われている」と夜中に警察署に駆け込み、その日の当番病院に入院となった。

※「釈放後は病院入院」とのことだったが、病院側からは「入院の必要性なし」と判断され入院とならなかった。

※「家族の住む自宅への帰住」とのことだったが、家族は本人を支援する気がなく、住まい自体も売り払う予定だった。

③釈放時間が 16:00 の事例もあったが、行政の窓口は 17:15 で閉まることが多く、タイムオーバーとなって必要な窓口への同行支援ができなかったことがあった。

・上記の課題を踏まえ、検察庁と定着職員とで協議し、釈放時間は午前中にし、釈放される警察署まで定着職員が出向き、釈放後は警察署の面談室を活用して対象者の話を伺い、対象者の意向を確認し、必要に応じてその後の行動を対象者とともにしながら、対象者との関係性作りと問題解決に努める運用を開始した。

・さらに「釈放日から定着職員が関わること」について、釈放前に検察庁から、釈放される警察署に一報入れていただけることになったことで、釈放直後に定着職員による警察署の面談室を使った面接がスムーズに実施できるようになった。

☆対象者の理解・支援の姿勢

・モデル事業の対象者は、これまでの生育歴から、支援者に不信を抱いていたり、対人関係の構築に課題がある者が多く、問題解決型の支援では支援の網からこぼれ落ちてしまい、結果として「社会的孤立」に至り、犯罪に至っていた者が多い。

・検察庁から支援依頼があった当初は、対象者と定着職員は会ったことがなく、本人情報も少ない。また、釈放前には支援に同意していても、釈放後に翻意することも多かった（その逆も多いと思われる)。釈放後にいきなり問題解決を考えるのではなく、まずは対象者との関係性構築に力点を置いた働きかけ（伴走）を重視する必要がある。

☆地域単位での課題の共有・普遍化（地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映）

・本事例は、A 市（再犯防止部門、福祉部門、住宅部門等)、検察庁、保護観察所、福祉関係機関、定着職員、A 大学が集まる事例検討会で共有され、地方再犯防止推進計画や地域福祉計画への反映も含めて、地域（A 市）単位での課題の共有・普遍化が試みられた。

＊社会関係図（エコマップ）等

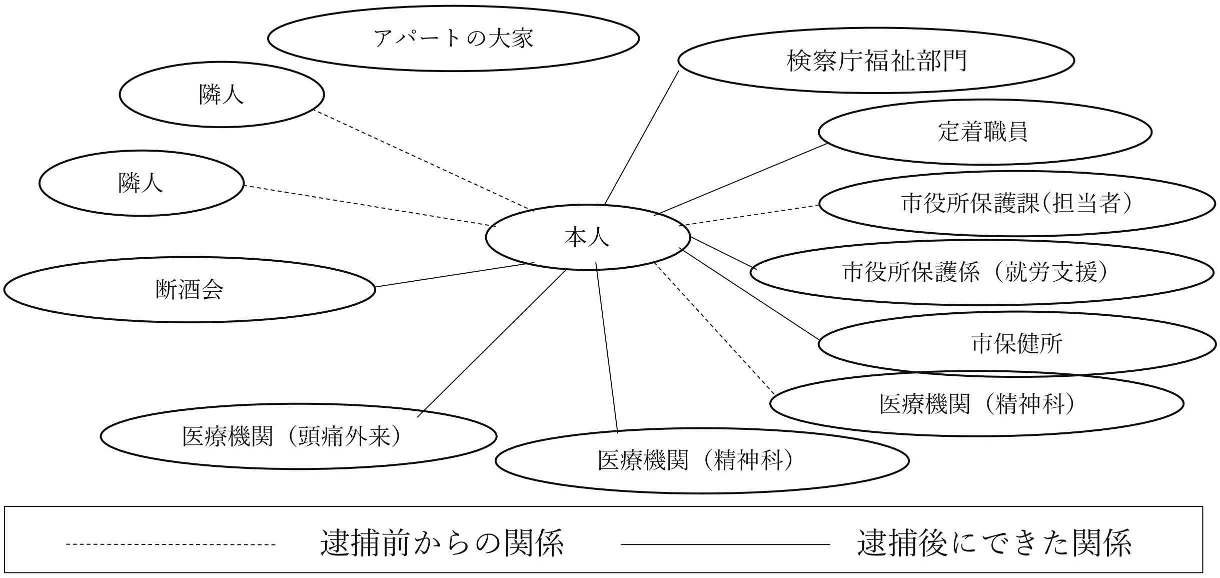

伴走型入口支援事業のイメージ図

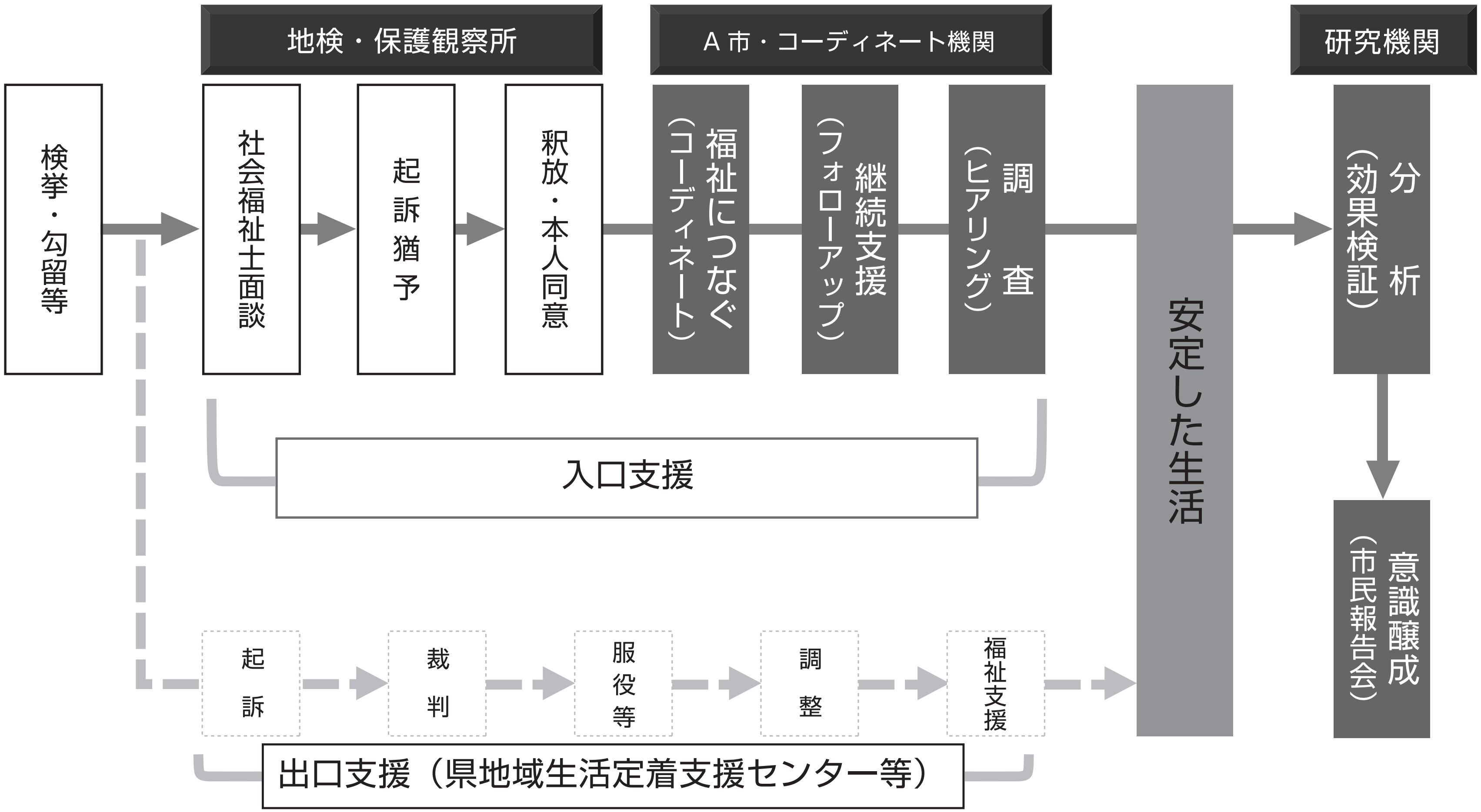

1

伴走型入口支援事業の支援の流れ（在宅事件）　例

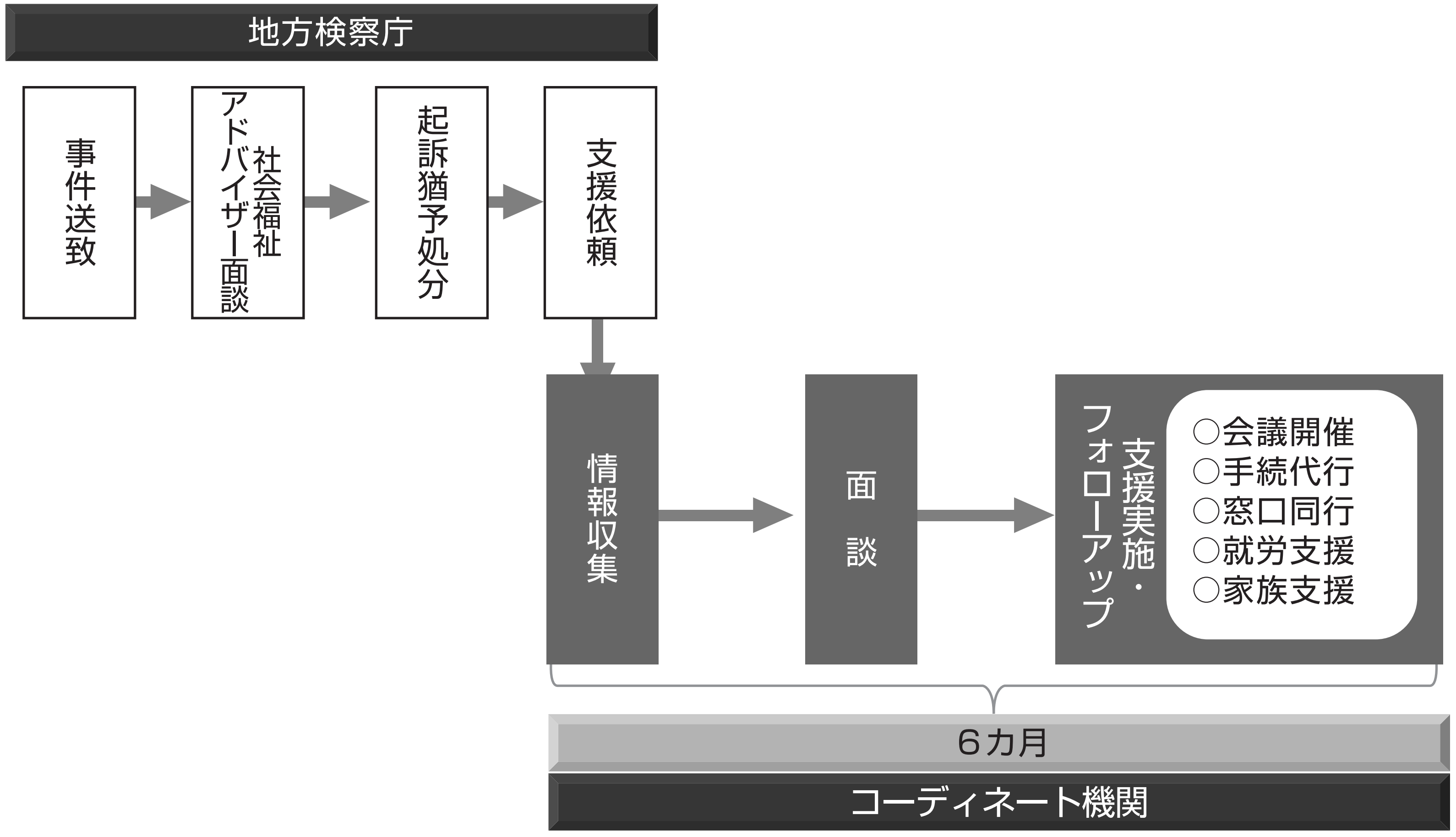

2

伴走型入口支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がある場合）　例

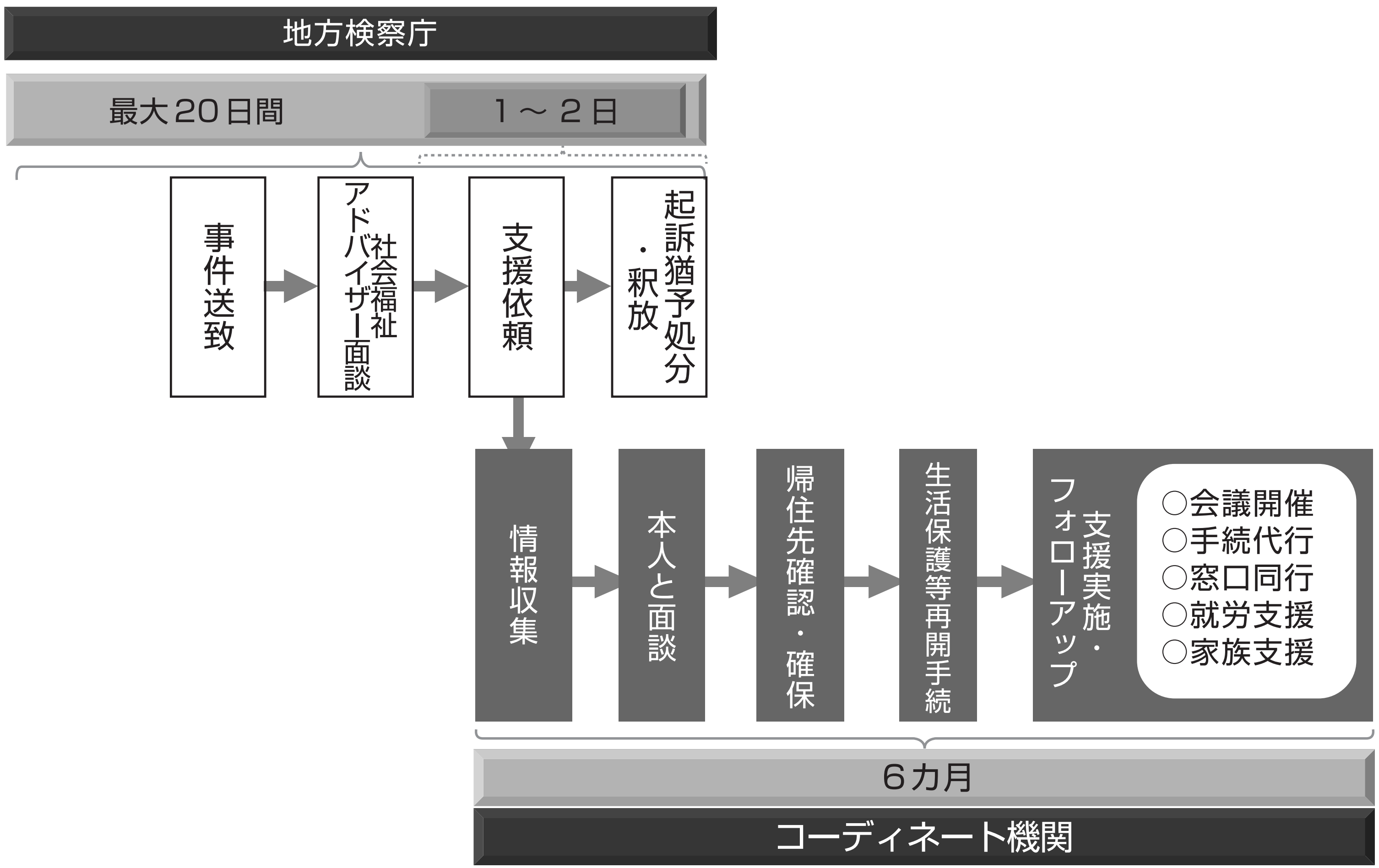

3

伴走型入口支援事業の支援の流れ（身柄事件で帰住先がない場合）　例

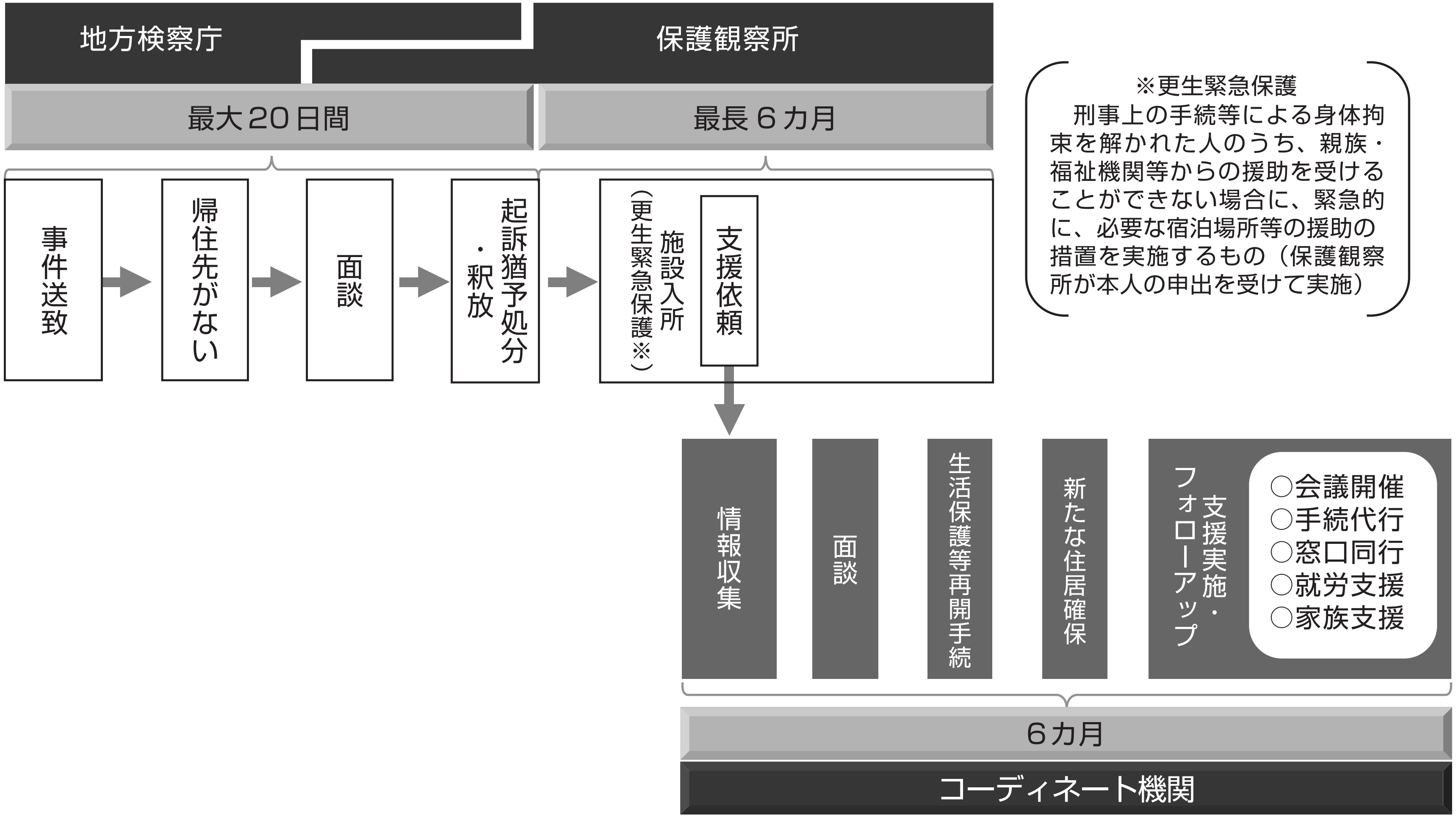

※更生緊急保護
刑事上の手続等による身体拘束を解かれた人のうち、親族・福祉機関等からの援助を受けることができない場合に、緊急的に、必要な宿泊場所等の援助の措置を実施するもの（保護観察所が本人の申出を受けて実施）

地域包括支援センターとの役割分担により円滑に支援ができた事例					
相談者	保護観察所		相談時年齢	80 歳	男性
IQ 相当値	不　明	種　別	高齢	手帳	無
疾患	不眠、胃痛			要介護認定	無
経済面	収入：生活保護 借金：20 ～ 30 万（本件被害者の生活費）（月 15,000 円ずつ返済）				
罪　名	暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反				

事件の概要

内縁関係にあった女性に、「別れる」と言われ、ナイフを畳に突き立て、「誰でも 2,3 人殺してやる。俺は死んでもよか。これからお前も敵や。やってやる。ちゃんと待っとるぞ」等と怒鳴りつけ、脅した。

相談時の状況			
逮捕日	1/21	依頼日	2/1
前科・前歴	車両法違反、自動車損害賠償法違反、有印私文書偽造・同行使等で、罰金や執行猶予付き判決を受ける。	本人居所	留置場
勾留期間	1/21 ～ 2/9	起訴の見込み	無
処分の見込み		不明	

支援前の状況

・逮捕前は、生活保護を受給しながら、単身生活を送っていた。簡単な自炊、掃除、洗濯もできていた。また、保護課の承認を得ず、車を所有していた。

・勾留中の簡易鑑定で、認知症の疑いがあることいが分かった。

ジェノグラム

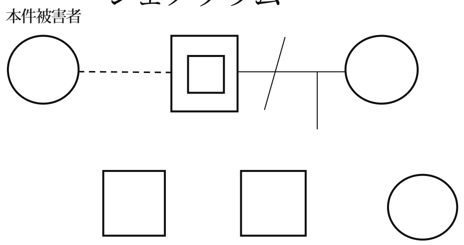

18 歳で結婚したが 43 歳で離婚し、長女を連れて妻が出ていった。長男・次男は、県外在住で疎遠。内妻（本件被害者）とは 50 歳頃から、本件直前まで交際。20 年ほど、同棲していたが、10 年前からは別居していた。

経過（被疑者段階）

2/1　保護観察所より内々で相談。

2/7　保護観察所より相談依頼。

2/9　「不起訴」で釈放となり、自宅に帰住する。

【見立て】

・内々の相談があった段階で、保護観察所の入口支援をお願いした。釈放後の支援として、定着の関与も必要となり、依頼があった。

・保護観察所の当初の想定では、更生緊急保護で更生保護施設への一時入居を行う予定であったが本人拒否。そのため、知人男性 A 氏が見守るとの約束で、自宅へ帰住することになった。中等度の認知症の疑いがあったため、保護観察所とともに、包括に相談をし、協働支援を依頼した。

起訴日	—	判決日	—
公判日	—	身柄移送日	—
経過（被告人段階）	—		
判決内容	—		
控訴：—			
経過（控訴審）—			

経過（判決後・釈放後）—

2/10　初回面談（保護観察所にて、保護観察官が同席）

2/16　包括より、釈放後、頻繁に接近禁止命令が出ている被害者宅に訪問していると連絡あり。A 氏からも 24 時間の面倒を見ることができないとの話があり、再度、更生保護施設への帰住　　　を調整する。

2/21　ケース会議（A 氏、包括、定着）
更生保護施設への帰住を提案したが、A 氏より、本人が拒否しているという話があった。
本人の様子確認のため、2/23 に自宅訪問をすることになった。
包括は、介護保険の申請の手続きを行う。

2/23　今後の支援の相談をしようと、A 氏に電話をかけるが、「そのうち、定着に訪問するから」と、電話を切られ、拒否される。

3/9　包括と A 氏と本人で、認知症専門病院を受診し、中等度の「アルツハイマー型認知症」の診断を受ける。

3/11　自宅訪問
事前に包括から、A 氏に連絡をしていたが、「もう本人とは関わらない。そちらに支援をお願いしたい。」と一方的に話を切られ、それ以降、関与なし。その日の同席も叶わなかった。
本人に、再度、定着の支援を説明し、更生保護施設への帰住について提案するも、本人は自宅での単身生活を希望。ライフラインの料金未納が続いていたため、支払いの支援を行う。
生活保護の支給日までのつなぎとして、包括から、公的制度・サービス等への橋渡しを目的に経済的援助を行う、生計困難者レスキュー事業の依頼をする。

3/15　生活困窮者レスキュー事業担当者が週 2 回、自宅訪問と買い物支援を実施。
（～ 4/3）

4/5　アルツハイマ―型認知症の服薬を開始。
要介護認定が「要介護 1」となり、生活困窮者レスキュー事業でお世話になった CM に相談し、ヘルパーが週 3 日支援に入るようになった。
金銭管理は、日常生活自立支援事業で県社協に依頼するが、半年待ちであったため、CM がやむなく一時的に金銭を管理し対応する。

6/16　第 1 回地域ケア会議
参加者：包括、CM、ヘルパー、警察署、保護観察所、定着
今後の支援として、介護サービスの利用、携帯の契約、弁護士への相談が検討された。更生緊急保護の終了までは、更生保護施設への入居を打診していくことになった。

7/12　包括と CM が受診に同行し、主治医から後見人の保佐相当との診断が出る。

8/9　更生緊急保護期間が終了し、保護観察所の入口支援は終了となった。そのため、保護観察所は、支援の第一線から退くことになり、フォローアップの一環としての関りとなる。

8/22　第2回地域ケア会議

参加者：包括、CM、定着

会議で、後見申立ての本人への説明・同意を本人との関係性のある CM・定着で担い、手続きを実際に進める場合は、包括が対応することになった。また、本人が後見申請を拒否された場合の対応として日常生活自立支援事業の申請を包括・CM が対応した。

9/20　法テラス面談。本人が、後見申請を拒否する。

10/3　日常生活自立支援事業が開始。

翌年 3/19 第3回地域ケア会議

参加者：包括、CM、ヘルパー、県社協、定着

昼夜逆転があったので、眠剤の相談を医師に行い、生活を立て直すことになった。

【見立て】

・本人は施設への入所を拒否したため、A 氏が、金銭管理を行い、見守りをするという条件のもと、単身生活を継続していた。

・その後、数日で、A 氏から支援が難しいという話があった。A 氏は、本人の金銭を搾取している様子も窺えたため、定着で支援を引き継ぎ、生活困窮者レスキュー事業での支援に繋げた。同時並行で、浪費傾向が高い方であるため、食事代とライフラインの料金代という必要最低限の金銭管理を CM が行った。その間に、包括との役割分担で、ライフラインや携帯等の対応を定着が行い、要介護認定の手続きを包括に依頼し、早期に介護サービスに繋げた。

＜考察＞

☆役割分担の大切さ

・中度の認知症であっても、定着が支援チームを作り、包括やCMとの連携を行うことで、サービスを活用した地域での見守り体制を構築することが可能になった。具体的には、定着は、ライフラインの調整、携帯の契約といった緊急的な調整が必要となる部分を担当し、包括とCMに介護保険の申請や日常的なケアを担ってもらったことで、同時並行で調整を進めることができ、迅速に多層的な支援を行って、単身生活を支えることができた。

☆包括との連携と定期的な地域ケア会議の開催

・身柄勾留中から包括に関与を依頼したことで、早期から地域ケア会議を開催することができ、方向性を明確にすることができた。

・本件被害者との接近禁止命令が警察から出されたが、認知症により理解できず、被害者に接触するということもあったため、警察職員にも支援会議に参加していただいた。そのことにより、被害者の受け止めや命令違反時の警察としての考えを支援者全体で共有することができ、本人への働きかけの統一に繋がった。

・定期的な情報共有の場を持つことで、主軸となる支援機関が、定着から包括へ、包括からCMと移り、本来の地域の支援機関にバトンタッチすることができた。

☆相互補完的な多機関連携体制の重要性

・中等度の認知症がありながら、当初は支援者もいなかったため、再犯リスクが、懸念されていた。しかし、支援開始後は、包括やCMをはじめ、支援チームに携わる各機関が、互いに連携し、それぞれの機能を補い合う、重層的な支援体制を構築できたことで、再犯のリスクを下げつつ、日々の地域生活を息長く支えることができるようになった。

＊社会関係図（エコマップ）等

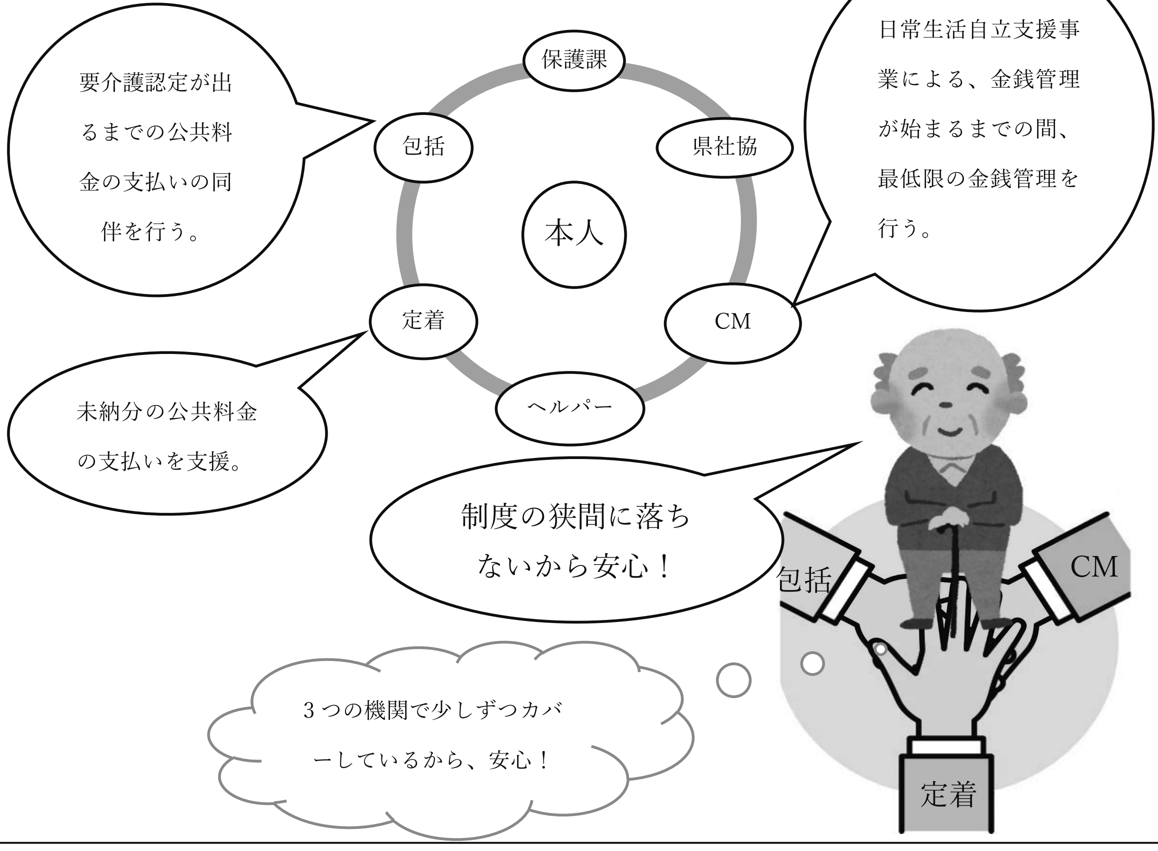

判決後、釈放となりセーフティネット住宅に居住し更生した高齢者の事例						
相談者		国選弁護人（弁護士）		相談時年齢	77 歳	男性
IQ 相当値	不　明	種　別	高齢	手帳	無	
疾患	高血圧、認知症の疑い			要介護認定	無	
経済面	収入：老齢厚生年金（月 11 万円）					
罪　名	窃盗					

事件の概要

アパートで単身生活をしていたが、家賃を払えず、契約解除となり、街中を徘徊していた。その中で、所持金がなくなり、スーパーで食品を窃取する。

相談時の状況			
逮捕日	10/4	依頼日	11/1
前科・前歴	前歴 3 件（窃盗）	本人居所	留置場（警察署）
勾留期間	2 か月	判決の見込み	罰金刑
公判日	11/15	判決日	11/16

支援前の状況

・アパートで単身生活。
・ギャンブル・飲酒などで浪費し、家賃を滞納し、アパートを退居となる。
・ホームレスとなり、街中を徘徊する。
・所持金がなくなり、スーパーで食品を窃取する。逮捕・起訴猶予となる。

ジェノグラム

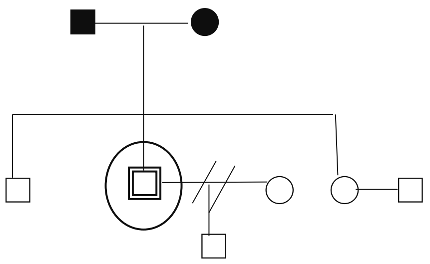

妹夫婦は比較的協力的である。兄、元妻、長男は行方不明である。

経過（被告人段階）

1　相談

10/1　国選弁護人から相談の電話が入る。

(1)　家族・親族との同居・支援は不可。
(2)　単身生活も困難であるため、居住場所・福祉サービスの調整を希望する。
(3)　定着の情報提供を行うと、利用希望がある。

2　初回面接～　被告人の同意書作成、意向確認

10/4　警察署で本人と面接を行う。国選弁護人も同席する。

(1)　定着業務等の説明を行う。
(2)　被告人の事件への気持ち、釈放後の生活への希望などを確認する。

個人情報提供同意書を作成する。

3　関係者等からの情報収集

(1)　包括に相談
(2)　養護老人ホームへの相談
(3)　長寿社会課・介護保険課への相談
(4)　親族への相談（国選弁護人から）

4　アセスメント面接～　成育歴・生活歴などの聴き取り

10/14 警察署で被告人と面接を行う。国選弁護人も同席する。

(1) アセスメントシートに基づき、成育歴や生活歴などについて、聴き取りを行う。
関係機関等からの情報収集で不足の項目などを中心に行う。

(2) 本人の意向に変化がないか再確認する。

(3) 調整状況の中間報告を行う。

5　更生支援計画説明・作成

11/4　警察署で本人と面接を行う。国選弁護人も同席する。
釈放後、福祉サービスを利用しながら生活することを説明し、意向を確認する。

【見立て】

・面接時、質問事項に回答が合っていないこと、これまでの単身生活において金銭管理が不十分であり、窃盗をしていることから、福祉サービスの調整を行う。
・家族や親族からの支援や同居は不可能であることから、福祉施設等の調整を行う。
・介護サービス利用に当たり、要介護認定調査を行う。
・医療機関の調整を行う。
・緊急連絡先等として、妹夫婦の協力の相談を行う。
→上記内容について、更生支援計画に記載する。

判決内容	罰金刑

控訴：―

経過（控訴審）：―

経過（判決後・釈放後）

11/16　罰金刑の判決を受け、警察署から釈放される。
その後、セーフティネット住宅に入居する。
→利用契約に当たり、妹夫婦に身元引受人・緊急連絡先の協力を得る。

・通院先の調整をし、医療機関に通院をする。
・要介護認定調査にかかる医師意見書の作成を依頼する。
・デイサービスを利用するに当たり、支援会議を開催する。
→その後、デイサービス利用により、落ち着いて生活している。

【見立て】

・居住場所が見つかり、妹夫婦の支援も可能になったこと、支援者が明確になったことから安定した生活の実現が図られている。
・セーフティネット住宅であり、ご本人の希望にも沿って、散歩・外出なども可能であり、ご本人の満足度にもつながっている。
・当該セーフティネット住宅は、看護師も配置されていること、医療機関への定期通院も可能になっており、ご本人・妹夫婦への安心感にもつながっている。

＜考察＞

■工夫点

・面接時は、国選弁護人に同席を求めた。
・国選弁護人との役割分担を行い、情報交換をきめ細かく行った。

■課題点

・成育歴・生活歴などについて、詳細には確認できなかった。国選弁護人・被告人からの情報収集にとどまった。

・被告人段階で、要介護認定調査を実施することとしたが、医師意見書作成の診察につながらなかった。そのため、利用施設が限定された。

・養護老人ホームの利用を相談するが、有料老人ホームの検討を優先して欲しいとの回答があり、調整施設が限定された。

■支援のポイント

・基本情報が少なく、短期間での調整及び更生支援計画作成であったが、以下の点により、更生支援計画に基づいた支援につながった。

⑴　国選弁護人との連携がスムーズであった。

⑵　身元引受人・緊急連絡先について、妹夫婦の協力が得られた。

⑶　要介護認定調査に至らず、介護施設利用が困難であり、また、養護老人ホーム利用にもつながらなかったが、セーフティネット住宅という社会資源の利用ができた。

＊社会関係図（エコマップ）等

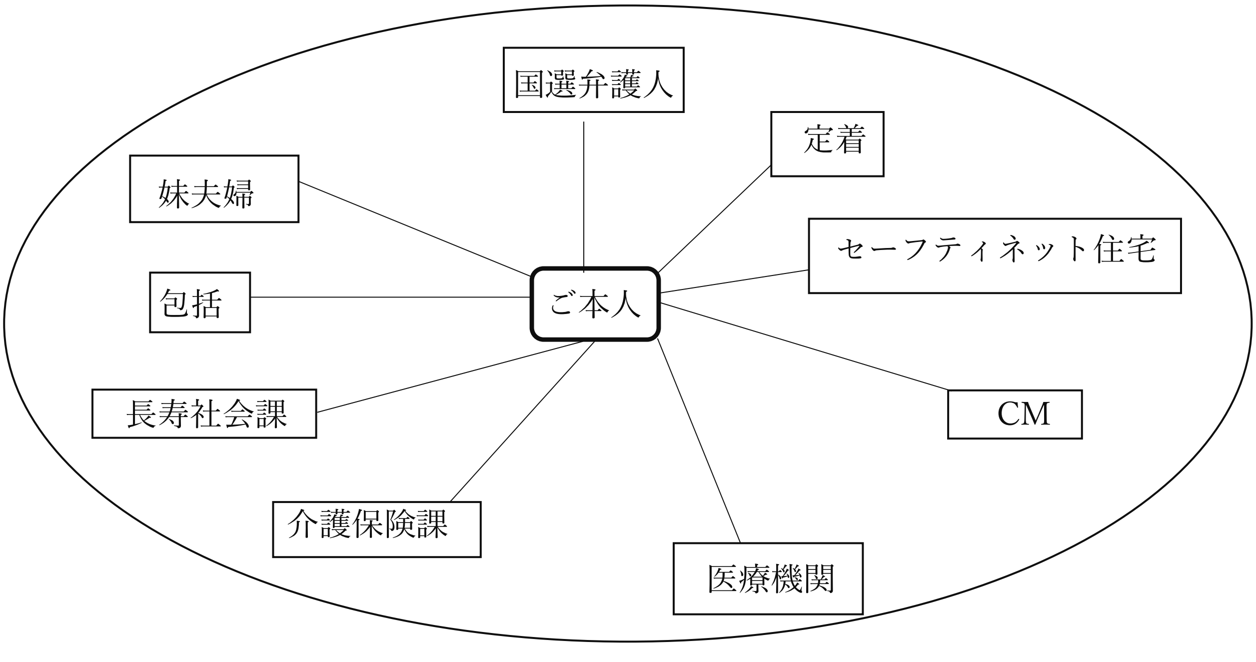

氏　　　　　更生支援計画書

年　月　日　作成

作成者

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

所属

資格

第１　はじめに（作成の経過）

１　依頼の経緯

２　支援チームの構成

３　行った活動

⑴　本人・家族・関係者との面談日時、回数

ア　本人との面会　２回

イ　弁護士との面談等

ウ　家族との連絡等

エ　支援関係者との面談等

（2）　収集・閲覧した資料

第２　本人について

<table>
<tr><td rowspan="2">1
本　人</td><td>氏　　名</td><td></td><td>性　別</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日
年　　齢</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2
障害程度・診断</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>3
成育歴</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4
事件時の生活環境</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>5
現在の本人の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>6
アセスメント結果</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第３　今後の支援について

1 支援方針	
2 具体的支援	短期（具体的な日時，もしくは時期を記載）
	中期
	長期
3 支援体制	
4 まとめ	

支援コーディネーター	※緊急連絡先

添付資料

８０５０予備軍のような家族と本人への支援の事例

相談者		弁護士		相談時年齢	31 歳	男性
IQ 相当値	不　明	種　別	障害（精神）	手帳	精神（2 級） 紛失・期限切れ	
疾患	広汎性発達障害			要介護認定	無	
経済面	無職につき、父親から小遣いをもらっていた。障害年金なし。					
罪　名	傷害					

事件の概要

小・中学校は普通級で学び、高校、専門学校を卒業した。いくつかアルバイトをするもすぐに解雇となり、人に勧められて精神手帳を取得した。発達障害者支援センターの紹介で職業訓練に通ったりハローワークに通ったりしたが、就労には繋がらなかった。家族は本人を自立させようと考え、父親名義でアパートを借りて転居させた。当初父親も一緒に住んでいたが、やがて本人だけで暮らすことになった。家族が不在の時に実家に戻って食事をし、テーブルの上に置いてある現金を持って帰る生活をしていた。母親から「早く仕事をするように」繰り返し言われていた。それを疎ましく思い「二度とそんなことを言えないようにしてやる」と実家の 2 階に潜んでいて仕事から帰宅した母親の胸と首を包丁で刺した。それまでも複数の事件を起こしていたが、両親はどこに相談したらよいか分からずにいた。

相談時の状況

逮捕日	7/6	依頼日	8/1
前科・前歴	専門学校卒業後から、軽犯罪法違反、占有離脱物横領、窃盗、脅迫、暴行等で前歴 10 件。 いずれも不起訴もしくは罰金刑で保護観察歴なし。	本人居所	拘置所
勾留期間	5/17 ～ 8/22	判決の見込み	実刑
公判日	8/7	判決日	8/22

支援前の状況

- 25 歳からアパートで単身生活であり、実家には 1 日 1 食、食べに行く生活
- 自信を失くし就職することを諦め、父親から小遣いをもらっていた
- 母親は事件後からメンタルクリニック通院
- 両親に対し反抗期の子供のような言動
- 全身黒づくめの服装（帽子・手袋も黒）
- 他人を怖れ護身用ナイフを常時携帯していた

ジェノグラム

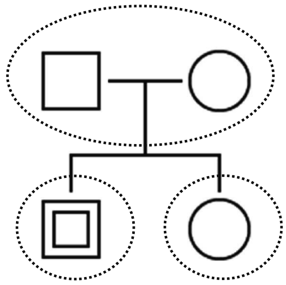

父親は定年退職後再雇用、母親は非常勤で就労中。妹は自立し別居。本人は実家近くのアパートで単身生活。父親は本人に甘く、幼少期から本人の発達のつまずきに気づいていた母親は子育てに熱心に取り組んできた。

経過（被告人段階）

8/1　弁護士から相談が入り定着所長が対応した。「発達障害者支援センターに相談したところ定着を紹介された。実刑は確実だが刑務所から出た後どのような福祉の支援を受ける事ができるのか」という内容だった。本人に会ってみたいと伝え、一般面会の15分では挨拶程度で終わってしまうため、予め弁護人から拘置所に「福祉の面接のため1時間は必要である」旨の連絡をFAXで入れておいて欲しいと依頼した。

8/4　拘置所で弁護士と待ち合わせをし、簡単な経緯を聞き資料を読ませてもらった。警察の調書には本人が発した「話したくない」「眠たい」「知らない」という言葉が並んでいた。その後、1時間の面接をした。拒否的な態度はなく、こちらの質問に一生懸命考えてから答えるため時間はかかった。話をした印象では知的障害はないようだが発達障害の疑いが顕著だった。被害者が母親であり自宅には戻れずアパートも引き払われていることから定着の役割を伝え「住む場所と働く場所を探すために力になりたい」と声をかけると「手伝ってほしい」と希望した。就職の話をした時は眉間に皺をよせて険しい顔つきになった。発達障害者支援センターに面接の様子を報告した。

8/7　裁判で情状証人になった。父親は当初傍聴するつもりはなかったようだが裁判後に本人について話を聞きたいと言って来ていただいた。法廷で本人は自分に発達障害があることを「少しは感じていた」と言い、それによって苦労したことはどんな事かと問われると「良い職場に就職できなかった」「人との人間関係」と短く答えた。母を殺すつもりはなかったが「仕事を探せ」などといろいろ言われ「痛めつければ二度と（仕事を探せと）言われることはないと思った」と言った。定着は証人として、釈放後の受け入れ先を自立準備ホームとし、精神手帳の取得、障害年金申請、障害福祉サービスの申請を手伝い、今後の暮らしの場、働く場を本人と一緒に探していくことを約束した。懲役5年が求刑された。裁判長に最後に言っておきたいことはあるかと聞かれた本人は「家族みんなに伝えたい。苦しい思いをするのは自分だけで沢山だ」と絞り出すように言った。弁護士の感触として実刑は免れないとのことだった。実刑、または執行猶予になった場合の支援をどうするか、裁判後に定着事務所で父親、発達障害者支援センター、定着とでケース会議を持った。そこで父親からこれまでの生活歴を聞き取った。細かなことについて、可能であれば母親に聞く必要があると感じた。

8/13　拘置所で2度目の面会。一般面会だったため15分だったが力になりたいという事を伝えるためだったので充分だった。本人はなかなか面接室に入ってこなかったが、こちらの顔を見るなり目を合わせずに名前を呼び「裁判ではお世話になりました」「言いたかったことは、堪忍袋の緒が切れたってことで、伝わりましたか」と時間をかけて言った。「何か差し入れをしましょうか」と言うと「じゃ、チョコレートで」と返って来た。

8/14　面会し、差し入れをした。

8/18　本人がどこの刑務所に行ったかを知るため、あて先に定着の住所を書いた葉書2枚差し入れた。12月になったらどこの刑務所で服役しているか教えて欲しい、あまり早く書かないようにと伝えたがさっそく拘置所から葉書が届いてしまった。「出所したら法廷で着ていた服と同じ格好で行くんで、出入り口にて待機していてください。」と書いてあり、釈放される気満々だった。

【見立て】

・就職に何度も失敗し自信を失くしている。

・自分は何も悪くないのに理解してくれる人は誰もいないと被害感情を募らせている。

・父親は「息子はひきこもり ではない」と言ったが、家族以外の者との対人関係がなく長期のひきこもりである。

・家族と分離し、本人の障害特性に理解ある場所で暮らしながら、少しずつ自信をつけ職を得ることは可能である。

・実刑になった場合と釈放された場合の両方について考えておく必要がある。

判決内容	懲役３年執行猶予５年（保護観察無し） 判決理由：①被告人には広汎性発達障害があり事件には障害が影響している。②被告人が反省している。③定着所長が情状証人となり住む場所を用意し、就労支援を約束している。

控訴：—

経過（控訴審）：—

経過（判決後・釈放後）

8/23　金曜夕方が判決だった。執行猶予が付いたことに弁護士が一番驚いていた。検察に依頼し保護観察所に更生緊急保護の連絡をしてもらった。3連休となるため保護カードは検察から保護観察所に送付してもらい連休明けに保護観察所に同行することにした。判決後、弁護士と話をしてから急いで拘置所に本人を迎えに行った。本人を自立準備ホームに案内し、ホームの利用規則と今後の予定について書面で説明した。「釈放されてしまって母親が怖がるだろう」と父親が心配していたため「家族と連絡を取る場合は必ず定着所長を通して連絡する」「自宅には帰らない」約束をした。

8/27　連休明けに更生緊急保護の申請のため保護観察所に同行した。事前に保護観察所に行く理由を説明しておいた。保護観察所での本人は、反省も少なく、言いたくないこともたくさんある様子で申請に時間がかかった。自立準備ホームに戻ってから、これからやっていく事（役所での手続き、通院、受け入れ先見学など）について理由を含め一つひとつ説明し、またその都度了解を取って一緒に動くことにした。同日、住所地の役所（障害福祉課）に連絡をし、今後について相談の予約をとった。

9/1　障害福祉課に同行した。父親にも同席を依頼したがその姿を見るなり本人は「何で裁判の時に来たんだ」と怒りながら父親の差し出した現金を黙って受け取ると数えて財布に入れていた。家族の関係を見た思いだった。障害福祉課で相談し障害支援区分判定を依頼した。精神手帳は切れており、現在の居所（自立準備ホームのある場所）で申請することとした。国民年金課で障害年金の相談をして書類一式を受け取った。本人は父親がいるためかイライラしていたが年金が貰えるようになるかも知れない話に「えっ、お金」と嬉しそうだった。この日、父親から本人の保険証を預かった。

9/3　自立準備ホームがある役所で精神手帳の相談をし、申請書を受け取った。障害年金

診断書、精神手帳診断書、障害支援区分意見書を記載してもらうため、以前手帳申請の際に受診したことがあるという精神科の予約をとった。

9/15 精神科に同行した。本人の目の前では言えないこと（事件についてなど）を書面にして医師に伝えた。同日、障害福祉課に連絡をし、審査会の意見書はAクリニックが記載してくれる旨を伝えた。

9/25 障害福祉課が障害支援区分の聞き取り調査のため本人が暮らす自立準備ホームに来所し、定着も同席した。夕方、母親から電話があり、「昨夜B警察署から電話がなかったか。実は息子が自宅に戻って来たような気がして警察に連絡をし、一緒に家の中に入ってもらった。警察から定着に息子の所在確認の電話が行ったと思う。」「警察の方では罪名は傷害だが殺人未遂事件だと大人数が駆けつけて大騒ぎになってしまった。」「今も恐怖でクローゼットを全開にしてハンガーでかき回さないと怖くて安心できない。」と言った。その後、年金申請の申立書を定着で代筆するため出生から現在までの成育歴、生活歴について約1時間話を聞いた。母親は正確に事細かく教えてくれた。息子を殺してしまうかもしれないと葛藤しながら暮らしてきたと打明けてくれた。

9/27 父親から預かった現金で衣類購入に同行した。家族は「アパートにあった本人の物は処分した。気に入った服以外は一切着ない、一人では購入できない。購入に時間がかかる。」と言っており、どうせ家族が服を送ってやっても着ない、定着職員が同行しても買えないという口ぶりだった。本人に1人で買いに行くか、誰かが同行したほうが良いか尋ねると同行して欲しいと希望した。一緒に行って時間をかけ服や靴を選び、気に入ったものを選ぶことができ、さっそく身に着けていた。

10/10 事前に電話をしておいた障害者支援施設にフェイスシートを持参し訪問。施設長に住まいと働く場（日中活動）の相談をした。前向きに検討するとの返事をもらった。

10/11 本人が希望すれば受け入れをする旨の連絡をもらい、見学の日程を調整した。

10/13 施設見学に同行した。一通り見た後で施設長から「あなたがここでやってみたいという気持ちがあれば力になりたい」と言われた。まずは体験からと言われ「そうですね、明日からでも」とまんざらでもない様子だった。障害福祉課に体験から始めたいと伝えた。家族にも報告して施設のパンフレットを送付した。また、電話で施設利用の金銭的な負担について①世帯分離して生活保護を受給する、②障害年金が支給されるまで家族が利用料を支払うかの話をした。父親は間もなく退職であるが②を選択した。同日、家族と本人の住所地の相談窓口である総合相談支援センター（分野横断的な総合相談窓口）、基幹型及び相談に連絡を入れた。施設入所する際、受け入れ施設の負担が大きくならないよう支援チームに入り会議に参加してほしい旨の協力依頼をした。

10/23 障害支援区分判定審査会⇒区分4

10/31 精神手帳2級が発行された。同日、合同支援会議の日程調整を行う⇒ 12/10 開催

11/5 父親と共に障害年金の申請に行った。

11/6 障害福祉サービス利用計画作成のため専門員が本人と面接をした。

11 /11~12 体験宿泊のため一緒に荷物をそろえ、施設までの送迎をした。

11/13 合同支援会議（参加者：本人、障害者支援施設、市役所（障害福祉課）、総合相談、基幹型、相談、定着）

11/18　施設利用開始

【見立て】

・「難しい人間であり、他人を寄せ付けない」というのが両親から聞いた本人像だが、自立準備ホーム（アパート）で暮らす本人は礼儀正しく、素直な性格であり、家族から大切に育てられてきたことを感じる。

・こちらの言う事を確認し納得し、不完全ながらそれに答える様子を見せている。

・自分でも現状を変えたいと思っている様子が伺える。

・体験宿泊後に施設入所し、出来る事を増やしながら自信をつけることで、GHへの移行や一般就労が可能となると思われる。

・今回の事件は不幸なできごとではあったが、親離れしたくともできなかった本人が、その障害に相応しい手助けを受けながら自立していくきっかけとなると思われる。

＜考察＞

■工夫点

・一つひとつ確認しながら本人と一緒に動いた。

・本人が知らないうちに、周りが勝手に決めてしまわないようにした。

・職員は本人の良き理解者になる事に努め、信頼関係を築いた。

・受入れ施設を孤独にさせないように、しっかりとした支援チームを作った。

・支援チームは、本人の執行猶予が明けるまで定期的に集まることとした。

・被害者（母親）から離す意味で住所地から離れた場所にある入所施設を探したが、相談、総合相談支援センター、基幹型は地域の課題を共有できる様に本人の住所地周辺から選んだ。

・息子が施設入所することで定着との関係が切れるのかと心配している家族に、今後も受け入れ施設や関係機関と共に本人や家族の相談にのっていくことを伝えた。

＊社会関係図（エコマップ）等

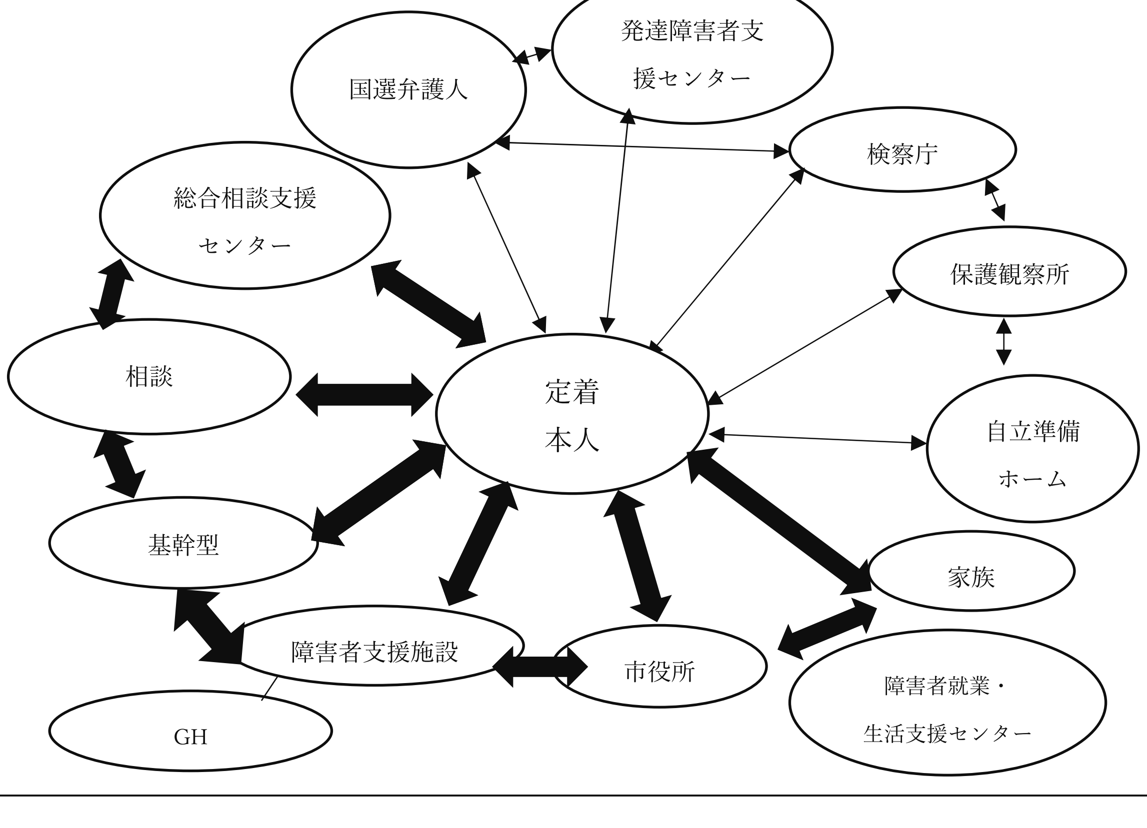

判決（釈放）後、住まいと活躍の場の確保を通して、更生した事例						
相談者		国選弁護人（弁護士）		相談時年齢	60 歳	女性
IQ 相当値	不　明	種　別	無	手帳	無	
疾患	不眠症、関節痛			障害支援区分	無	
経済面	一般就労（約 80,000 円 / 月の収入有り）、生活保護受給歴なし					
罪　名	詐欺罪					

事件の概要

平成××年２月から３月にかけて合計４回、市内の百貨店付近において、被害者より、「宝くじを購入し、お金を渡す。仮に宝くじが当たらなかった場合は、元金は返す。」と購入資金を騙し取った。被害金額は、約 20 万円。本人は「被害者から騙し取ったお金は、自分の生活費や宿泊費、ロト６の購入等で消費した」と供述。

前歴３件（詐欺罪）、平成××年５月詐欺罪で起訴、保護観察付執行猶予、保護司の所有するマションで仕事に従事しながら生活、平成××年１月頃退去、その後住所不定。

相談時の状況			
逮捕日	不明	依頼日	8/1
前科・前歴	前歴３件（詐欺罪）	本人居所	留置場（警察署）
勾留期間	不明	判決の見込み	執行猶予
公判日	① 8/10（一審）② 9/10（二審）	判決日	9/25

支援前の状況

・5 月に詐欺罪
（保護観察付執行猶予）
更生緊急保護制度を利用、自立準備ホーム A に入所。

・同ホーム A に入所後、平成××年頃までは皿洗いの仕事に従事
約 80,000 円 / 月の収入を得ていたが、平成××年１月に同ホーム A を退所。

・その後住所不定となったが、ホテル等を転々とする等し、同ホーム A で隠れて生活。

ジェノグラム

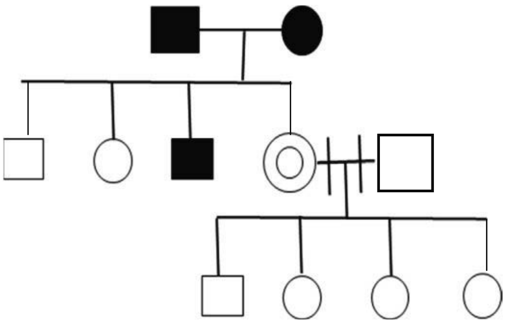

昭和××年に結婚後、平成××年に離婚
市外在住、身障者の長兄との交流あり
姉は県外在住、連絡なし、次兄は他界
長男、次女は県内在住、支援拒否
長女、次男の所在、支援意志は不明

経過（被告人段階）

8/1　国選弁護人より定着へ支援協力依頼（TEL）有り
＊本人は既に身柄確保、留置場（警察署）に拘留中
→初回面接準備（フェイスシートの作成、面接計画等の立案）

8/4　同留置場にて本人との初回面接を実施（国選弁護人同席）
＊国選弁護人同席での面接だったため、面接時間は約１時間
→アセスメント、本人の意向、同意書、個人情報取り扱いに関する合意書署名等を行う
→福祉サービス等調整計画案（後の更生支援計画書）の作成（8/7 に国選弁護人へ提出）、国選弁護人との打ち合わせ、自立準備ホーム A に情報収集、自立準備ホーム B に情報提供等

【見立て】

・判決後（釈放だった場合）の帰住先の確保が最優先課題であったため、保護観察所と連携し、更生緊急保護制度の利用、自立準備ホーム等住まいの確保、調整が必要と判断

8/10　第 1 回公判、傍聴（第 2 回公判日：9/10）

→更生緊急保護制度の利用（自立準備ホーム B 入所）等保護観察所へ相談、依頼

→自立準備ホーム A、自立準備ホーム B への情報提供・収集・共有

→国選弁護人との情報共有、意見交換

8/19　同留置場にて本人との 2 回目の面接を実施（定着職員 2 名）

＊定着職員のみの面接だったため、面接時間は一般面会時間の約 15 分

→基礎情報に加え、希望居住地、更生意欲、生活のイメージ等の確認を行う

→国選弁護人、保護観察所、自立準備ホーム B 管理者との支援会議の実施（帰住地決定）

【見立て】

・次回公判までに、自立準備ホームの確保、調整を含む生活環境調整＝再犯リスクの低減等を記載した更生支援計画書①や本人との共同作成分（更生支援計画書②）が必要と判断

8/27　同留置場にて本人との 3 回目の面接実施（定着職員 1 名のみ）

＊定着職員のみの面接だったため、面接時間は一般面会時間の約 15 分

→帰住地の決定と更生支援計画書①（定着作成分）の説明、報告等を行う

→更生支援計画書②（本人と定着共同作成分）の説明、聞き取り等を行う

→フェイスシート及び面接記録の作成、更生支援計画書①、②の作成等（同左書類を 9/3 に国選弁護人へ定着のリーフレットと共に提出）

→自立準備ホーム A の現地調査、生活状況の確認及び自立準備ホーム B の受け入れ環境調査を行う

9/10　第 2 回公判、傍聴（判決言い渡し日：9/25）

＊公判時、国選弁護人が更生支援計画書①②、その他資料を提出、社会復帰後の更生支援を説明

＊地方検察庁の求刑は懲役 2 年、国選弁護人は執行猶予処分の配慮を求める

→医療機関への依頼（連絡調整）：内科外科的疾患及び精神科病院への受診等

→ハローワークとの連絡調整：情報提供、就労先（協力雇用主含む）の紹介等

→国選弁護人、自立準備ホーム A、B、保護観察所、市役所（生活保護）等との情報共有：釈放となった場合のスケジューリング、役割分担等

判決内容	懲役 2 年、保護観察付執行猶予 4 年

控訴：—

経過（控訴審）：—

経過（判決後）：

9/25（判決言い渡し：懲役 2 年、保護観察付執行猶予 4 年）

→裁判所から本人、国選弁護人、自立準備ホーム B 管理者と共に保護観察所へ移動、保護観察所にて、更生緊急保護制度の利用に関する手続きを行う

→本人、自立準備ホーム B 管理者と共に保護観察所から自立準備ホーム B へ移動、入所

→本人、定着職員 2 名、自立準備ホーム A 管理者と共に、自立準備ホーム A から荷物の搬出を行い、その荷物を自立準備ホーム B へ搬入

9/26 ～ 10/13：本人とは 1 回 /1 週間の頻度で面談

→自立準備ホーム B 職員が市役所へ同行支援（住所変更、生活保護の申請等行政手続き）

→定着職員がハローワークへ同行支援（担当者との面接、就労先の紹介等）

→本人が単独で医療機関（内科、整形外科等）を受診、就労先への面接を受ける

10/14 ～ 12/13：本人とは 1 回 /1 週間の頻度で面談

→定着職員が、本人の被害者への謝罪及び被害弁償を行いたいという強い意向を酌み、詐欺被害者２名（C、D）への被害弁償を代理で行う

→本人が清掃関係の事業所で就労を開始

→自立準備ホーム B 管理者兼保護司との定期的な面談を開始

→生活保護（医療扶助単給）が開始

→上記含む生活環境、生活の様子を担当弁護士（国選弁護人）に報告

【見立て】

・本人と支援者が、ある程度生活環境の整備を協力して行えば、更生することは可能、また被害者への被害弁償や謝罪を支援者が行ったことにより、より前向きな姿勢を持つことが可能と判断、次は生きる目標を共に獲得する必要があると判断、支援をシフト

12/14 ～ 3/31：本人とは 1 回 /1 ヶ月の頻度で面談

＊更生緊急保護制度終了後、３月末で支援終了（本人及び各関係者の同意を得る）

→１月以降、清掃関係の事業所での就労に加え、自立準備ホーム B の世話人（家事手伝い等）として稼働

→清掃関係の事業所の収入との関係で、生活保護（医療単給）は廃止、国保切り替え

→３月で更生緊急保護制度の利用が終了、自立準備ホーム B を退所後、同アパートに一般住民として引き続き入居

【本人、自立準備ホーム B 及び同アパート管理者に対する助言】

生きがいの獲得（ボランティア等の社会貢献活動や就労、介護・福祉系の資格取得等）

【その後】

→平成××年９月で清掃関係の事業所を退職、自立準備ホーム B の正規職員として採用

→本人は同アパートを退去し、別アパートにて一般住民として、単身生活を送る

→本人は介護職員初任者研修を受講、修了、今後は専門員及びサービス管理責任者を取得を目指し、自立準備ホーム B の管理者が管理する新たな GH に転職予定

＜考察＞

■課題点

・身柄勾留中の面会を合計３回実施したものの、内２回が定着職員のみでの一般面会だったため、面会時間が約 15 分と短く、アセスメント等が困難だった。国選弁護人同席での面会を複数回実施すべきであった。

・国選弁護人からの支援協力依頼から判決言い渡しまで、約１ヶ月間で支援を展開する必要があり、帰住先の確保等に苦慮した。

・支援のノウハウ、経験が乏しい上に、不明な情報（障害有無、精神疾患、生活環境等）も多く、改めてスピードが要求される入口支援特有の難しさを痛感した。

■工夫した点、支援のポイント

☆更生支援計画書の作成

通常の更生支援計画書に加え、「今後の目標、本人が行うこと、支援者が行うこと等、短・中・長期目標の設定等」を記載した更生支援計画書（本人との共同作成分）を作成

☆各関係機関との連絡調整、情報共有、支援会議の実施、役割分担等

国選弁護人、保護観察所、自立準備ホームA、B、ハローワーク、生活保護CW等への情報共有、支援の下地作り、協働、連携体制の構築に尽力した。

☆被害者支援（被害弁償、謝罪等代理支援）

被害者への謝罪、被害弁償及び手紙のやりとり等を代理で行い、当事者間の支援に介入し、双方のメンタルケアに取り組んだ。

☆生きがいの獲得、エンパワメント、ストレングス

エンパワメント：社会貢献、人の助けになりたい→施設の世話人

ストレングス　：数字、計算、数学が好き→施設利用者の家計簿管理等

生きがいの獲得：介護・福祉系の資格の取得

→介護職員初任者研修修了、サービス管理責任者研修受講、取得予定

→上記資格取得後は、自立準備ホームBと同法人が経営するGHのサービス管理責任者として稼働する予定

＊社会関係図（エコマップ）等

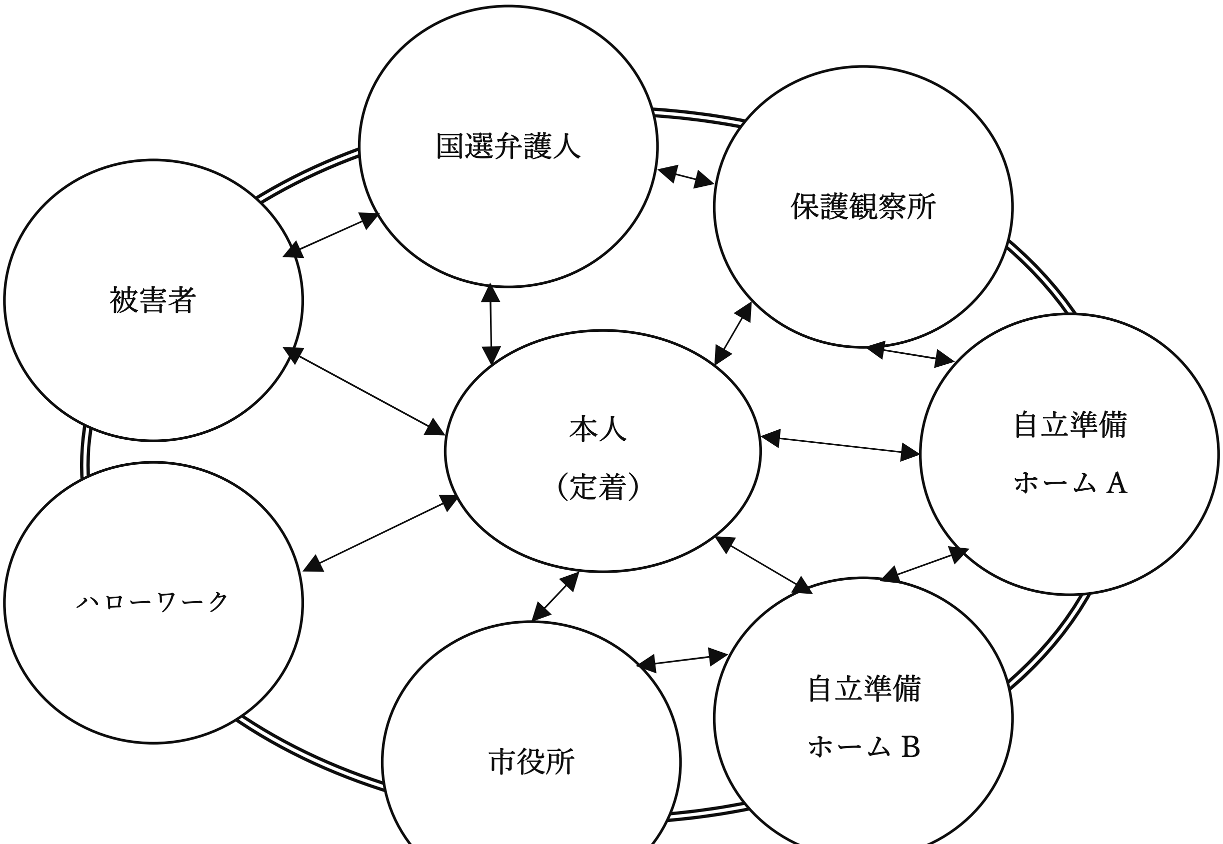

更生支援計画書

（本人用）

更生支援計画とは…

これは、あなたが、古い自分から、新しい自分になるための計画書です。

古い自分とは、まちがったことをして、人に迷惑をかけ、警察に捕まり、罰を受けた、危険な自分です。

新しい自分とは正しいことをして、まわりから信用され、人と仲良くつきあうことができる、幸せな自分です。

この更生支援計画書には、新しい自分になるためには、何をしたらいいのか書かれています。

あなたを助けてくれる人たちの名前も書いてあります。

これからは、その人たちと話し合いながら、この計画に取り組んでいきましょう。

名前	○○　○○　㊞

日時	平成××年×月×日　作成

期間(いつまで)	目標(こんな自分になる)	あなたがすること	助けてくれる人がすること
短期 今からやること (外に出てから１ヶ月位)			
中期 どのくらい続くか (外に出てから数年位)			
長期 将来のこと			

この更生支援計画が、あなたに合わないときは、みんなで話し合って、新しい計画を決めます。

作成者　○○　○○

所　属　○○地域生活定着支援センター